# 平成 18 年度版

# 環境の概要

~ 公害編:平成17年度調査結果~

# 目次

1		公	きま行政の概要	ページ
(	1	)	公害の行政機構	1
(	2	)	公害関係法令に基づく届出の状況	2
(	3	)	環境影響評価制度	9
(	4	)	合併処理浄化槽推進事業	11
(	5	)	広報・啓発	12
(	6	)	公害苦情の状況	13
2		大	気汚染の概要	
(	1	)	概況	19
(	2	)	神奈川県による大気汚染常時監視	23
(	3	)	市の自動測定機によるオキシダント濃度調査	32
(	4	)	市の自動測定機による窒素酸化物濃度調査	38
(	5	)	市の自動測定機による浮遊物質量調査	45
(	6	)	光化学スモッグ	47
(	7	)	ダイオキシン類環境調査	50
(	8	)	有害大気汚染物質モニタリング調査	51
(	9	)	廃棄物焼却施設排煙調査	52
3		水	、 経質汚濁の概要	
(	1	)	概況	53
(	2	)	河川水質調査	54
(	3	)	工場排水調査	67
(	4	)	地下水水質調査	70
(	5	)	ダイオキシン類環境調査	75
4		騒	音・振動の概要	
(	1	)	概況	77
(	2	)	環境騒音調査	78
(	3	)	道路交通騒音調査	80
5		地	2盤沈下の概要	
(	1	)	概況	84
(	2	)	地盤沈下の構造	85
(	3	)	地下水採取規制	86
(	4	)	地盤変動量調査	89

6		思臭の概要	
(	1	)概況	90
(	2	)悪臭に係る規制基準	91
7		土壌汚染の概要	
(	1	)概況	92
(	2	) 土壌汚染対策法に基づく対策	93
(	3	)神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく対策	95

【資料編1】公害関係用語集

【資料編2】環境基準及び規制基準一覧

【資料編3】調査データ集

## 1 公害行政の概要

#### (1)公害の行政機構

本市の環境行政機構における公害対策組織は、昭和44年4月の騒音規制法の施行に伴い、 当時の経済部商工課に公害担当が置かれたのが始まりである。

以後、法体系が整備され公害対策が推進されるに従って、本市の機構も拡充や縮小を繰り返し、平成 15 年 4 月から生活環境課となり現在に至っている。

表 - 1) 環境(公害部門)行政機構の推移

			27 1 7 127 2	
	年 月		職員数	摘要
			(課長を含む)	
昭和	44年4	4月	3	経済部商工課に公害担当主査を置く
	45年4	4月	4	経済部商工課に公害係を置く
	46年4	4月	6	経済部に公害課を設置、対策係、調査係を置く
	46年1	1月		庁舎内に公害実験室を設置
	47年4	4月	7	経済部公害課から生活環境部公害課へ
	48年4	4月	8	技術職員2人増員
	49年4	4月	8	対策係(事務3人)
				調査指導係(事務1人、技術3人)
	50年7	7月	7	生活環境部公害課から生活経済部公害課へ
	54年7	7月	7	生活経済部公害課から生活環境部公害課へ
	56年7	7月	6	生活環境部公害課から環境部安全対策課へ
	62年4	4月	6	環境部安全対策課から環境部環境保全課へ
平成	2年4	4月	7	事務職1人増員(技術1人、事務6人)
	6年4	4月	7	環境政策担当課長代理を置く
	7年7	7月	9	環境政策担当職員2人、公害対策係へ
	8年4	4月	6	環境保全課から環境総務課へ(公害対策係5人)
	9年4	4月	7	環境総務課長代理を置く
	14年4	4月	8	課長代理を廃止、技術職員1人増員
				(技術2人、事務5人)
	15年4	4月	8	環境総務課から生活環境課へ(公害対策係7人)
	16年4	4月	7	事務職員1人減員(公害対策係6人)

#### (2)公害関係法令に基づく届出の状況

公害関係法令としては、環境基本法(旧公害対策基本法、昭和 42 年 8 月)の下に、騒音規制法、大気汚染防止法(昭和 43 年) 水質汚濁防止法(昭和 45 年) 悪臭防止法(昭和 46 年) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和 46 年)振動規制法(昭和 51 年)土壌汚染対策法(平成 14 年)が立法化され、公害の未然防止について事業所等への規制や対策が強化されてきた。

本市においては、騒音規制法等の事務を行っているほか、神奈川県生活環境の保全等に 関する条例(旧公害防止条例、平成9年)に係る申請・届出事務を行っている。

#### 騒音規制法に基づく届出状況(平成18年3月31日現在)

平成 17 年度に特定施設の設置届出を行った新規の工場は 12 社あり、特定施設を全部廃止した工場は 5 社であった。平成 17 年度末現在、騒音規制法の特定工場数は 344 社である。

化"乙)则由 7元1117.7.7.1.1.1.1.1.4.3.				
届出の種類	条文	件数		
特定施設設置届	第6条	12		
数等の変更届	第8条	16		
騒音防止方法変更届	第8条	0		
氏名等変更届	第 10 条	25		
使用全廃届	第 10 条	5		
承継届	第 11 条	4		
特定建設作業実施届	第 14 条	104		
計	166			

表 - 2) 騒音規制法届出件数

表 - 3) 特定施設別届出数

特定施設の種類	17 年度設置数	17 年度廃止数	届出施設数	工場等実数
金属加工機械	0	28	806	71
空気圧縮機・送風機	117	60	2664	195
土石用破砕機等	0	0	77	14
織機	0	4	0	0
建設用資材製造機械	0	0	5	1
穀物用製粉機	0	0	0	0
木材加工機械	0	0	61	23
抄紙機	0	0	0	0
印刷機械	1	0	96	27
合成樹脂用射出成形機	1	6	112	13
鋳型造型機	0	0	0	0
計	119	98	3821	344

振動規制法に基づく届出状況(平成18年3月31日現在)

平成 17 年度に特定施設の設置届出を行った新規の工場は 7 社あり、特定施設を全部廃止 した工場は 4 社であった。平成 17 年度末現在、振動規制法の特定工場数は 229 社である。

表 - 4) 振動規制法届出件数

届出の種類	条文	件数
特定施設設置届	第6条	7
数等の変更届	第8条	21
振動防止方法変更届	第8条	0
使用方法変更届	第8条	0
氏名等変更届	第 10 条	20
使用全廃届	第 10 条	4
承継届	第 11 条	3
特定建設作業実施届	第 14 条	73
件数計	128	

表 - 5) 特定施設別届出数

特定施設の種類	17 年度設置数	17 年度廃止数	届出施設数	工場等実数
金属加工機械	0	42	873	89
圧縮機	35	29	435	98
破砕機等	0	0	66	8
織機	0	5	0	0
コンクリートブロック	0	0	2	1
マシン等	U	U	۷	1
木材加工機械	0	0	2	2
印刷機械	2	0	52	14
ゴム練用又は合成樹脂	0	0	7	2
練用ロール機	0	U	,	2
合成樹脂用射出成形機	3	6	162	15
鋳型造型機	0	0	0	0
計	40	82	1599	229

水質汚濁防止法に基づく届出状況(平成 18年3月31日現在)

平成 17 年度に特定施設の設置届出を行った新規の事業場は 11 社あり、特定施設を全部 廃止した事業場は 6 社あった。平成 17 年度末現在、水質汚濁防止法の特定事業場数は 342 社である。

表 - 6) 水質汚濁防止法届出件数

届出の種類	条数	件数
特定施設設置届	第5条	27
特定施設の構造等変更届	第7条	12
氏名等変更届	第 10 条	25
特定施設使用廃止届	第 10 条	18
承継届	第 11 条	3
計	85	

表 - 7) 特定施設・業種別届出件数

	K 1) TO ALIBER	米ゴミカカ田田口が	<u> </u>	
	特定施設の種類(業種)	17 年度設置数	17 年度廃止数	工場等実数
1の2	畜産農業又はサービス業	0	0	12
2	畜産食料品製造業	0	0	5
10	飲料製造業	0	5	4
17	豆腐又は煮豆製造業	0	0	8
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業、製版業	2	1	4
55	生コンクリート製造業	0	0	6
60	砂利採取業	0	0	4
63	金属製品製造業、機械器具製造業	7	1	11
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	14	14	18
66 の 2	旅館業	0	0	45
66 の 4	弁当仕出屋又は弁当製造業	2	0	5
66 の 5	飲食店	1	0	6
67	洗濯業	8	0	72
68	写真現像業	0	1	5
68 の 2	病院	0	0	4
70 の 2	自動車分解整備業の洗車施設	0	1	3
71	自動式車両洗浄施設	4	2	73
71 O 2	研究、試験、検査又は専門教育	44	339	30
	その他	6	4	27
	計	88	368	342

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出状況(平成 18 年 3 月 31 日現在)

この法律では、工場に公害防止組織の体制づくりを義務付けている。

本市では、騒音・振動・水質汚濁に係る工場からの届出のみを受け付けており、大気やダイオキシン類を含む工場からの届出受理は神奈川県の事務となっている。

平成 17 年度に新たに届出を行った工場はなく、厚木市内の騒音・振動・水質汚濁に係る 届出工場数は 8 社となっている。

届出の種類 条数 件数 統括者の選任・解任 第3条第3項 3 公害防止管理者の選任・解任 第4条第3項 0 公害防止主任管理者の選任・解任 第5条第3項 0 統括者の代理者の選任・解任 第3条第3項準用 公害防止管理者の代理者の選任・解任 第4条第3項準用 1 公害防止主任管理者の代理者の選任・解任 第5条第3項準用 承継届 第6条の2第2項 0 計

表 - 8)組織法届出件数

土壌汚染対策法に基づく届出状況(平成 18年3月31日現在)

平成 17 年度に提出された有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法)の廃止に伴う土壌調 査報告は 2 件であった。平成 17 年度末現在、厚木市内に指定区域はない。

届出の種類	条数	件数			
土壌汚染調査報告	第 3 条	2			
ただし書の確認申請	第 3 条	2			
土地利用方法変更届	規則第 12 条第 4 項	0			
承継届	規則第 12 条第 7 項	0			
土地の形質の変更届	第 9 条	0			
計	4				

表 - 9) 土壤污染対策法届出件数

神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況(平成 18 年 3 月 31 日現在) この条例では、神奈川県独自に公害防止のための規制を定めている。公害を発生するおそれがあるとして条例に定められている「指定施設」を用いて事業を行おうとする事業者は、あらかじめ設置許可を受ける必要がある。許可を受けた事業所は「指定事業所」と呼ばれ、指定施設の追加等の公害防止に関する変更を行う場合や代表者の変更があった場合には、変更許可申請や変更届を行わなければならない。

平成 17 年度に、新たに設置許可申請を行った事業所は 12 社あり、事業所の廃止届は 9 社あった。

表 - 10) 県条例届出件数 - 指定事業所関係 -

条数	件数
第3条	12
第7条	8
第8条	15
第8条	18
第8条	0
第 9 条	1
第9条	0
第 10 条	49
第 11 条	6
第 12 条	9
第 15 条	0
第 16 条	4
第 16 条	1
第 18 条	1
第 21 条	21
	145
	第 7 条 第 8 条 条 第 8 条 条 第 9 条 条 第 9 条 条 第 11 年 15 条 条 第 16 条 条 第 16 条 条 第 18 条

また、条例では地盤沈下の沈静化及び未然防止のために、地下水の採取規制を行っている。本市においては、市南東部の一部が地下水採取の規制地域、それ以外が周辺地域となっている(詳細は「5 地盤沈下の概要」参照)。

平成 17 年度に規制地域内で新たに地下水採取の許可を受けた事業所はなく、地下水採取を廃止した事業所もない。平成 17 年度末現在、規制地域内の事業所は 18 社である。

表 - 11) 県条例届出件数 - 地下水採取関係 -

届出の種類	条数	件数
地下水採取許可申請	第 75 条	0
地下水採取開始届	第 77 条	0
地下水採取に係る変更許可申請	第 78 条	3
地下水採取に係る変更完了届	第 78 条	0
地下水採取に係る変更計画中止届	第 78 条	0
地下水採取に係る変更届	第 79 条	7
地下水採取に係る地位承継届	第 80 条	0
地下水採取現況届	第 81 条	0
地下水採取廃止届	第 82 条	0
地下水採取量及び水位測定結果報告	第 85 条	36
特別水位測定結果報告	第 85 条	36
地下水採取量測定結果報告(周辺地域)	第 85 条	47
計		129

さらに、条例では土壌汚染対策として、特定有害物質使用事業所及びダイオキシン類対 策特別措置法の特定施設を設置していた事業所を廃止したり、土地区画形質を変更したり する際に土壌調査を義務付けている(詳細は「7 土壌汚染の概要」参照)。

平成 17 年度においては、事業所廃止に伴う土壌調査報告が 6 件、区画形質の変更に伴う土壌調査報告が 7 件あったが、いずれも土壌環境基準を超過していなかった。

表 - 12) 県条例届出件数 - 土壌汚染関係 -

届出の種類	条数	件数
特定有害物質使用事業所廃止報告	第 59 条第 3 項	6
特定有害物質使用地に係る区画形質変更等届	第 60 条第 1 項	8
特定有害物質使用地に係る土壌調査報告	第 60 条第 2 項	7
特定有害物質使用地に係る公害防止計画	第 60 条第 3 項	0
特定有害物質使用地に係る公害防止計画完了報告	第 60 条第 4 項	1
土地の区画形質の変更の周知計画届	第 60 条の 2	0
周知計画完了届	第 60 条の 2	0
ダイオキシン類管理対象事業所廃止届	第 63 条の 2	0
ダイオキシン類管理対象地に係る土地区画形質変更等届	第 60 条準用	0
ダイオキシン類管理対象地に係る土壌調査報告	第 60 条準用	0
ダイオキシン類管理対象地に係る公害防止計画	第 60 条準用	0
ダイオキシン類管理対象地に係る公害防止計画完了報告	第 60 条準用	0
土地の区画形質の変更の周知計画届(ダイオキシン類)	第60条の2準用	0
周知計画完了届(ダイオキシン類)	第60条の2準用	0
計		22





#### (3)環境影響評価制度

制度の概要

環境影響評価(環境アセスメント)は、大規模な開発事業が行われる際に、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかを事前に調査・予測・評価し、さらにその結果を地域住民に周知し、事業者・住民・行政が意見を出し合って、環境を守ることを目的としている。

神奈川県では、昭和56年7月に環境影響評価条例を制定し事務を進めてきた。平成10年7月には、環境影響予測評価実施計画書を作成する前段階の周知や、事業完成後に事後調査を行う等の改正が行われ、高速道路の建設や廃棄物処理施設の建設等28事業について手続きが必要となった。これらの事業には、それぞれ対象となる種類・規模が設定されている(資料編3、1-(3)参照)。

国においては、環境影響評価法が平成 11 年 6 月 12 日に施行され、県条例で定める事業より規模の大きな開発事業が対象となっている。

本市においては、各アセスメント対象事業に対して、県への意見回答や縦覧場所の提供などを行っている。

#### 環境影響評価条例に基づく事務の状況

平成 17 年度は次の事業について、環境影響評価条例に基づく事務を行った。

#### 日産先行開発センター建設事業 (事業者:日産自動車株式会社)

- H17. 6.20 日産先行開発センター建設事業に係る環境影響予測評価書の内容 の変更について県から市へ送付
- H17. 7. 6 日産先行開発センター建設事業に係る事後調査報告書の写しについて県から市へ縦覧依頼(H17.10.14~H17.10.28)
- H17.10.17 日産先行開発センター建設事業に係る事後調査報告書について県から市へ送付

#### 相模興業採石場増設事業(事業者:相模興業株式会社)

H17.11.15 相模興業採石場増設事業に係る対象事業着手について県から市へ 送付 神奈川県環境影響評価条例が制定されてからの、本市に関連する環境影響評価事業は次のとおりである。

表 - 13) 厚木市における環境影響評価事業

事業名	事業者	手続開始	完了年度
清川カントリークラブ総合開発事業	株式会社清川カントリークラブ	昭和 57 年	平成元年
キヤノン中央研究所建設事業	キヤノン株式会社 (事業所廃止)	昭和 58 年	昭和 60 年
栗田工業㈱総合研究所建設事業	栗田工業株式会社	昭和 58 年	昭和 60 年
ミノルタカメラ㈱厚木研究所建 設事業	ミノルタカメラ株式会社	昭和 60 年	昭和 62 年
第一東海自動車道 (厚木~大井松田)事業	日本道路公団	昭和 62 年	平成8年
相模取水施設建設事業	県広域水道企業団	平成2年	平成 12 年
神奈川県産業技術総合研究所	神奈川県	平成3年	平成 11 年
相模原都市計画地区画整理事業 しおだ土地区画整理事業	神奈川県	平成3年	平成 14 年
さがみ縦貫道路事業	建設省関東地方建設局・ 神奈川県・日本道路公団	平成4年	継続
厚木秦野道路(一般国道 246 号 パ・イパ・ス)事業	建設省関東地方建設局・神奈川県	平成6年	継続
さがみ縦貫道路事業 (愛川町中津~城山町川尻)	建設省関東地方建設局・神奈川県	平成7年	継続
第二東名自動車道事業	建設省関東地方建設局・神奈川県	平成6年	継続
相模興業採石場増設事業	相模興業株式会社	平成 11 年	継続
日産先行開発センター建設事業	日産自動車株式会社	平成 14 年	継続

工事が完了した事業でも、一定期間の事後調査が義務付けられている。

#### (4)合併処理浄化槽推進事業

公共用水域の水質汚濁源として大きな割合を占める生活排水対策として、「厚木市合併処理浄化槽整備事業補助金交付制度」を平成元年度に発足させ、し尿と生活排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及に努めている。

この制度は公共下水道処理予定区域外を対象とし、合併処理浄化槽の設置者にその費用の一部を補助するもので、平成17年度の実施状況は表 - 14、15及び図 - 1のとおりである。なお、平成17年度からは補助対象となる条件が変更になっている。

 区分
 補助基数
 人槽数
 補助金額(円)

 合計
 45
 307
 23,120,000

表 - 14) 平成 17 年度補助件数

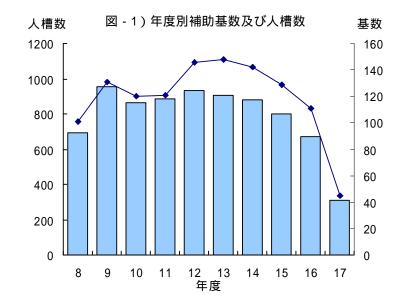


表 - 15)合併処理浄化槽(設置基数)地区別実績

年度											元年	度	~ 17 年度	
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	<b>‡</b>	でで	の合計	
地区											(	) [	は人槽数	
依知	7	16	7	13	13	11	9	4	3	2	103	(	712	)
睦合	20	33	26	38	50	45	33	39	17	14	408	(	2,771	)
荻野	21	27	26	20	34	34	31	24	12	9	354	(	2,343	)
小鮎	30	28	27	25	20	32	38	31	24	10	384	(	2,760	)
南毛利	10	7	9	9	6	4	4	5	8	4	112	(	825	)
玉川	8	17	22	13	20	21	25	23	39	3	300	(	2,185	)
相川	5	3	3	3	3	1	2	3	8	3	56	(	395	)
合計	101	131	120	121	146	148	142	129	111	45	1,717	(	11,991	)

#### (5) 広報・啓発

#### 神奈川環境月間

1972年6月スウェーデンの首都ストックホルムで開催された国連人間環境会議において、環境の汚染、資源の枯渇、開発途上国の開発といった数多くの問題が協議され、人間環境の保全と改善について積極的に努力することが決議された。この会議が開催された6月5日を記念して、その日を「世界環境デー」と定め、各国政府、国連機関が環境保全のための啓発活動を展開しようという決議が、同12月の国際会議で決定されるに至った。

我が国においては、平成5年に制定された環境基本法の中で、6月5日が「環境の日」と定められており、環境省所管の下に6月の1箇月間を「環境月間」と定めて、全国的な啓発活動を展開している。

また、神奈川県においても「かながわ環境月間」を定め、環境問題に対する意識の啓発のために、各種事業を実施している。これを受けて、本市においても次のような啓発活動を実施した。

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
活動名称	活動内容	対象数	実施主体
工場・事業場	有害物質を使用する事業所等に対し、使用	4 社	神奈川県
立入調査	等状況調査及び県条例の改正事項について		厚木市
	啓発を行った。		

表 - 16) 平成 17 年度「かながわ環境月間」に伴う啓発活動

#### 厚木市冬期自動車交通量対策

本市における窒素酸化物による大気汚染が、比較的高い傾向にあることから、二酸化窒素濃度が高くなる冬期に自動車の使用抑制を呼びかけるなど、自動車からの窒素酸化物排出量の削減を全市的に行っている。

平成 17 年度は、市内の 395 事業所に協力依頼を行うと同時に、窓口でのポスター掲示やパンフレット配布等を行った。







#### (6)公害苦情の状況

#### 平成 17 年度公害苦情の概況

公害苦情の受付件数は、昭和 63 年度にそれまでの最高である 141 件を記録した後、年々減少傾向にあったが、近年ダイオキシン類の問題が浮上し、平成 11 年度以降は焼却炉からのばい煙や野焼きの苦情が増大した。平成 15 年度以降は、準工業地域内の宅地分譲が進んだことや生活スタイルが多様化していること等によって、騒音苦情が増加している。

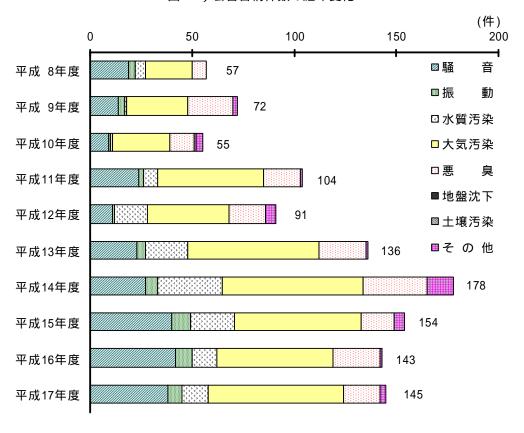


図 - 2) 公害苦情件数の経年変化

#### 公害苦情の発生状況

平成 17 年度の公害苦情受付件数は 145 件であり、平成 16 年度と同程度であった。苦情を種類別に見てみると、相変わらずばい煙や野焼きといった大気汚染苦情が全体の約 4 割を占め、騒音苦情も全体の約 3 割弱となっている。

発生状況を月別に見ると、騒音苦情は窓を開けることが多くなる夏に、ばい煙苦情は農家や建築業の焼却が多くなる冬に、それぞれ発生しやすい傾向がある。

			11	, -		113	درر کرا ا	/0	, , , , ,			
	年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	割合
種類		,	·									(%)
騒	音	19	14	9	24	11	23	27	40	42	38	26.2
振	動	3	3	1	2	1	4	6	9	8	7	4.8
水	質汚濁	5	1	1	7	16	21	32	22	12	13	9.0
大	ばい煙	17	29	26	51	36	60	61	59	48	57	39.3
大気汚染	粉じん	6	0	1	1	3	4	7	3	8	9	6.2
染	ガス	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0.0
悪	臭	7	22	12	18	18	23	31	16	23	18	12.4
地	盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
土	壌汚染	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0.0
-7	その他	0	2	3	1	5	1	13	5	1	3	2.1
	計	57	72	55	104	91	136	178	154	143	145	100

表 - 17) 公害苦情の年度別発生状況

表 - 18) 平成 17年度公害苦情の月別発生状況

種類	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
騒	音	1	0	6	3	4	8	3	1	3	2	3	4	38
振	動	0	1	0	0	0	0	1	1	0	2	1	1	7
水	質汚濁	1	1	1	1	0	0	1	0	1	3	2	2	13
大	ばい煙	3	0	4	7	8	4	6	4	7	8	5	1	57
大気汚染	粉じん	0	0	1	3	0	0	1	1	0	0	1	2	9
染	ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪	臭	1	4	3	2	1	0	1	2	2	1	1	0	18
地	盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土	壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	その他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3
	計	6	6	16	16	13	12	13	9	13	16	14	11	145

平成 17 年度に受付けた苦情を発生源別に見てみると、建設業が騒音やばい煙の発生源としていずれも 10 件を超えている。

表 - 19) 平成 17 年度公害苦情の業種別発生源件数

では、19)十八(「中反公古古旧の未性別先生が什然 										
業種	騒音	振動	水質汚濁	大気汚染	悪臭	地盤沈下	土壤汚染	その他	計	
農業	1	0	1	9	0	0	0	0	11	
林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鉱業	2	0	0	1	0	0	0	0	3	
建設業	12	5	1	31	2	0	0	0	51	
製造業	8	3	2	5	1	0	0	1	20	
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
運輸業	0	0	0	2	0	0	0	0	2	
卸売・小売業	2	0	0	3	0	0	0	0	5	
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不動産業	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
飲食店・宿泊業	2	0	1	1	1	0	0	0	5	
医療・福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教育・学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
複合サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
サービス業(他に分類されないもの)	7	0	3	2	2	0	0	0	14	
公務(他に分類されないもの)	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
分類不能の産業	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
家庭生活(個人)	2	0	1	3	1	0	0	0	7	
その他	0	0	0	0	2	0	0	0	2	
不明	1	0	5	7	7	0	0	2	22	
合 計	38	8	14	65	17	0	0	3	145	

また、平成 17 年度に受付けた苦情を地区別・用途地域別に見てみると、厚木地区等の住居系地域が多い地域では騒音及び悪臭に関する苦情が、小鮎・荻野等の市街化調整区域が多い地域ではばい煙に関する苦情が多くなっている。

表 - 20) 平成 17年度公害苦情の地区別発生件数

	件数											
種類	地区	厚木	依 知	睦合	小鮎	荻 野	南毛利	玉川	相川	緑 ケ 丘	市外	計
題	音音	9	8	7	1	2	4	3	4	0	0	38
振	動	2	1	1	1	0	2	0	0	0	0	7
水	(質汚濁	0	0	2	1	3	1	4	1	0	1	13
大	ばい煙	0	10	14	7	7	13	2	3	1	0	57
大気汚染	粉じん	3	1	3	0	1	1	0	0	0	0	9
染	ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪	臭	1	5	5	1	0	4	0	2	0	0	18
地	2盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
±	壤汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	3
	計	15	25	32	11	13	25	11	11	1	1	145

表 - 21) 平成 17年度公害苦情の用途地域別発生件数

発生源に係る月	月途地均	或	被害等に係る月	月途地域	或
用途地域	件数	割合(%)	用途地域	件数	割合(%)
第一種低層住居専用	3	2.1	第一種低層住居専用	5	3.4
第一種中高層住居専用	11	7.6	第一種中高層住居専用	11	7.6
第二種中高層住居専用	0	0.0	第二種中高層住居専用	1	0.7
第一種住居	13	9.0	第一種住居	16	11.0
第二種住居	3	2.1	第二種住居	2	1.4
準住居	5	3.4	準住居	1	0.7
近隣商業	5	3.4	近隣商業	7	4.8
商業	8	5.5	商業	7	4.8
準工業	14	9.7	準工業	13	9.0
工業	13	9.0	工業	7	4.8
工業専用	2	1.4	工業専用	2	1.4
市街化調整	57	39.3	市街化調整	30	20.7
市外	0	0.0	市外	1	0.7
不明	11	7.6	不明	42	29.0
合計	145	100	合計	145	100

#### 公害苦情の被害状況

平成 17 年度に受付けた公害苦情を被害状況別に見てみると、すべてが感覚的な被害を訴えるものであった。

表 - 22) 平成 17年度公害苦情の被害状況

分類	生命 身体	財産	動物 植物	感覚 心理	その他	不明	計
件数	0	0	0	145	0	0	145
割合	0%	0%	0%	100%	0%	0%	100%

分類について

生命・身体 …体に直接被害を受けている場合、又は、精神的なもので医療を受けた場合 をいう

財産 …家具や生活品の破損、汚れ等による被害をいう

動物・植物 …家畜、愛がん用動物、米麦、野菜及び植物等の動植物被害並びに自然界に

生育する動植物の生育環境の悪化による被害をいう

感覚・心理 …うるさい、くさい、汚い、不快だ等の感覚的・心理的被害で心身の健康を

害する程度に至らない程度のものをいう



#### 公害苦情の処理状況

平成 17 年度の苦情処理状況は、図 - 3 に示すとおり、新規に受け付けた苦情については約 83%の解決率となっている。また、平成 16 年度以前から処理を継続している苦情についても、90%の解決率となった。新規受付苦情では発生源側の速やかな対処によって解決となっている案件が多いのに対し、継続苦情では感情的なこじれ等によって処理が長引くケースが目立っている。

図 - 3) 平成 17 年度公害苦情の処理状況

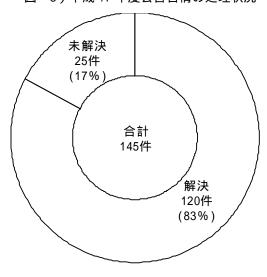


図 - 4) 前年度繰越苦情の処理状況

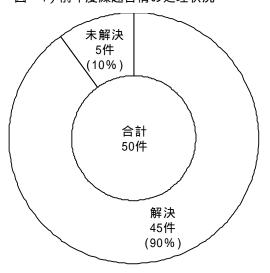


表 - 23) 平成 17 年度公害苦情解決方法

解決の種類	平成 17 年度受付分	前年度の繰越分	合 計	割合
所干/八 ○フィ宝天只	の解決件数	の解決件数	ii I	(%)
事業所の移転	1	2	3	1.8
機械・施設の移転	2	2	4	2.4
機械・施設の改善	6	5	11	6.7
故障の修理・復旧	0	1	1	0.6
作業・使用方法の改善	13	13	26	15.8
操業時間の変更・短縮	1	2	3	1.8
操業・行為の停止・中止	58	11	69	41.8
原因物質の回収・撤去	2	0	2	1.2
被害者の建物への対策	0	0	0	0.0
その他	37	9	46	27.9
合計	120	45	165	100

#### 2 大気汚染の概要

#### (1)概況

大気汚染と厚木市内の状況

大気汚染は、事業所等の活動や自動車の走行により排出される汚染物質によって引き起こされるものであり、昭和 43 年に大気汚染防止法が制定された。

その後、昭和44年に二酸化硫黄の環境基準が、次いで一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの順で5物質の環境基準が定められた。さらに平成9年度には、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質の環境基準が定められた。また、平成11年度にはダイオキシン類が加わり、現在は9物質について大気環境基準が設定されている。

大気汚染の監視事業については、大気汚染防止法に基づいた県の事務となっている。昭和46年6月には、市庁舎屋上に二酸化窒素など当時環境基準が定められていた5物質の測定局(一般環境大気測定局、以下「一般局」)が、厚木市寿町1丁目に自動車排出ガス測定局(以下「自排局」)が設置された。

寿町の自排局は、平成5年度から金田神社(厚木市金田)に移転された。平成14年度には、県央地区農政事務所(現・愛甲教育事務所、厚木市水引1丁目)に二酸化窒素や浮遊粒子状物質等を測定する環境省の自排局が設置された。平成15年度からは、庁舎耐震工事に伴って、市庁舎屋上の一般局が厚木市分庁舎(厚木市中町2丁目)に移設している。

また、平成9年度から市庁舎屋上において、神奈川県による有害大気汚染モニタリング調査が開始され、平成10年度からは市内においてダイオキシン類の調査が開始された。

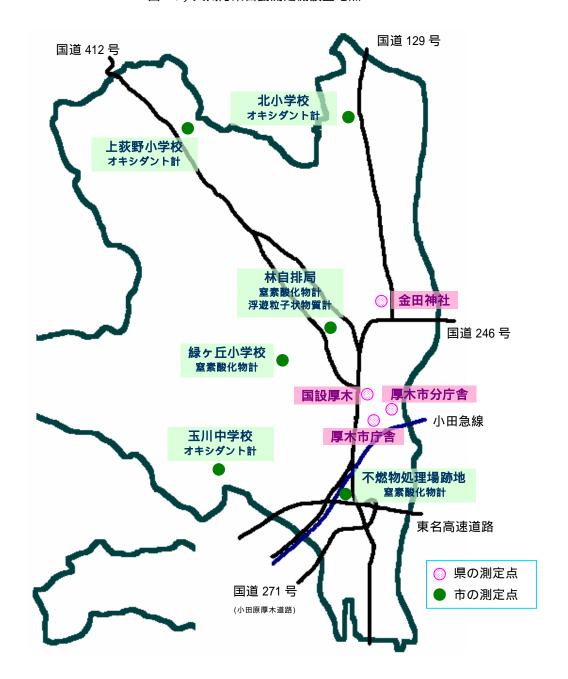
本市における大気汚染については、昭和 40 年代前半までは市内にばい煙発生施設が少ないこともあり、ほとんど問題となることはなかった。しかし、昭和 46 年 7 月に光化学スモッグによるものと思われる被害が発生し、昭和 49 年 7 月 4 日には厚木市林において酸性雨による被害が発生した。

このため、昭和53年7月から市独自に自動測定機による方法で、玉川中学校(当時厚木市七沢)において光化学オキシダントの調査を開始した。その後も順次測定機を設置し、平成15年度からは新しい自排局(厚木市林)でも測定を開始した。現在では、光化学オキシダントや自動車排出ガスに係る窒素酸化物等の調査を市内6箇所で行っている。

なお、島津製作所製の窒素酸化物計 CLAD-1000/1000A に光学フィルター未装着の問題があったことから、市の自動測定データについては、機器の入れ替えやメンテナンスを行うまでの期間を参考値扱いとしている。

市内事業所に対する大気汚染防止事業としては、6月の環境月間における合同立入調査のほか、大規模廃棄物焼却炉を設置している事業所のばいじん量等の測定を平成11年度から実施している。

図 - 5) 大気汚染自動測定機設置地点



### 大気の汚染に係る環境基準

大気汚染に関する環境基準は、表 - 24 のとおり定められている。また、環境基準を達成しているかどうかの評価方法については、表 - 25 のとおり評価することとなっている。

表 - 24) 大気の汚染に係る環境基準

27 - 77 757 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75						
物質	環境上の条件					
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、					
—	1 時間値が 0.1ppm 以下であること。					
一酸化炭素	1 時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、					
<b>政心</b> /火系	1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。					
   浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であり、					
子超松丁狄彻貝	かつ、1 時間値が 0 . 20mg/m³ 以下であること。					
二酸化窒素	1 時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までの					
	ゾーン以内又はそれ以下であること。					
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。					
ベンゼン	年平均値が 0.003mg/m³以下であること。					
トリクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m³以下であること。					
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m³以下であること。					
ダイオキシン類	年平均値が 0.06pg-TEQ/m³以下であること。					

表 - 25)環境基準の達成評価方法

物質	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄		年間の1日平均値のうち、測定値の高い方から2%の範囲にあ
一酸化炭素		るものを除外した後の最高値 を環境基準と比較する。ただ
浮遊粒子状物質	測定日の1日平均値、8時間平均値又は1時間値を環境基準と	し、環境基準を超える日が2日 以上連続した場合は、不適合と 評価する。
二酸化窒素	比較する。	年間の1日平均値のうち、測定値の低い方から98%に相当するものを環境基準と比較する。
光化学オキシダント		なし

#### 環境基準達成状況の概要

厚木市内で測定している大気汚染物質の平成 17 年度の環境基準達成状況は、表 - 26 のとおりである。それぞれの詳細については後述するが、一般局では二酸化硫黄、二酸化窒素及び光化学オキシダントが環境基準を上回っていた。自排局では、二酸化窒素と浮遊粒子状物質が環境基準を上回っていた。

表 - 26) 大気環境基準適合状況

	短期評価項目		一般ル坛芸		浮遊粒子状	二酸化窒素	光化学オキ
	私	!别計1叫垻日	二酸化硫黄	二酸化硫黄 一酸化炭素		散化至糸	シダント
	県	厚木市分庁舎	×				×
_		玉川中学校					×
般局	市	上荻野小学校					×
同	ılı	北小学校					×
		緑ヶ丘小学校					
	<u> </u>	金田神社			×	×	
自	県	国設厚木					
自排局	+	不燃物処理場跡				×	
	市	林自排局			×		

	長期評価項目		二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状 物質	二酸化窒素
	県	厚木市分庁舎				
_		玉川中学校				
般局	<u>+</u>	上荻野小学校				
同	高市	北小学校				
		緑ヶ丘小学校				
	県	金田神社			×	
自排局	乐	国設厚木				
眉	市	不燃物処理場跡				
	ıD	林自排局				

表中の「」は適合、「×」は不適合、「」は測定していないことを示す。 光化学オキシダントは、長期評価方法が定められていない。

#### (2)神奈川県による大気汚染常時監視

神奈川県環境科学センター(平塚市四之宮)を中心に県下の測定局がテレメータ化され、 大気汚染状況の常時監視が行われている。本市においては、厚木市分庁舎(一般局) 金田 神社及び国設厚木(いずれも自排局)の3局が設置されている。

#### 硫黄酸化物(SOx)

硫黄酸化物とは、重油等の硫黄分を含む燃料が燃えて生じた、二酸化硫黄、三酸化硫黄などの物質を言い、人体に対して慢性気管支炎・ぜん息性気管支炎等の影響を与える代表的な大気汚染物質である。

環境基準は、二酸化硫黄について「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること」と定められている。

平成 17 年度は、平成 16 年度に引き続き、厚木市分庁舎で測定を実施した。測定結果は表 - 27 に示すとおり、環境基準の短期評価について適合していない。

_			
測定場所	厚木市分庁舎		
有効測定日数	363 日		
測定時間数	8638 時間		
1 時間値の年平均値	0.005ppm		
1 時間値が 0.1ppm を超える時間数(短期評価)	2 時間 (不適合		
1 日平均値が 0.04ppm を超える日数(短期評価)	0日	(適合)	
1日平均値の2%除外値(長期評価)	0.009ppm	(適合)	
1 日平均値が 0.04ppm を超えた連続日数(長期評価)	0日	(適合)	

表 - 27) 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>) 測定結果

表 - 28) SO<sub>2</sub>濃度の経年変化(1時間値の年平均値)

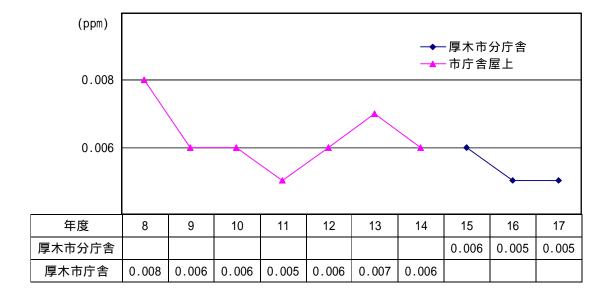


表 - 29) SO<sub>2</sub>濃度の経年変化(1日平均値の2%除外値)

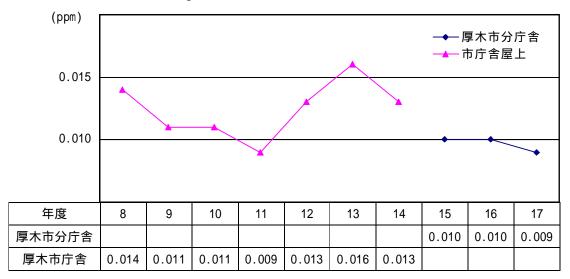


表 - 30) SO<sub>2</sub>濃度の経年変化

(1時間値が 0.1ppm を超える時間数及び 1日平均値が 0.04ppm を超える時間数)

年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数	0	0	0	0	9	1	0	0	0	2
1 日平均値が 0.04ppm を超えた時間数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0

平成 12 年度は、三宅島の噴煙により神奈川県全体で高濃度となっていた

#### 一酸化炭素(CO)

一酸化炭素は、血液中のヘモグロビンと結びついて体内の酸素交換を妨げるなどの影響 を与える物質である。

環境基準は「1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること」と定められている。

平成 17 年度は、平成 16 年度に引き続き、金田神社及び国設厚木で測定を実施した。平成 17 年度の測定結果は表 - 31 のとおり、環境基準を達成している。

測定場所	金田神社		国設厚木	
有効測定日数	349	日	331 日	
測定時間数	8312 時間		8031 時間	
1 時間値の年平均値	0.8ppm		0.8ppm	
1 日平均値が 10ppm を超える日数(短期評価)	0日	(適合)	0日	(適合)
8 時間平均値が 20ppm を超える回数 (短期評価)	0 回	(適合)	0 回	(適合)
1日平均値の2%除外値(長期評価)	1.3ppm	(適合)	1.2ppm	(適合)
1 日平均値が 10ppm を超えた連続日数(長期評価)	0日	(適合)	0日	(適合)

表 - 31)一酸化炭素(CO)測定結果

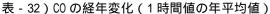
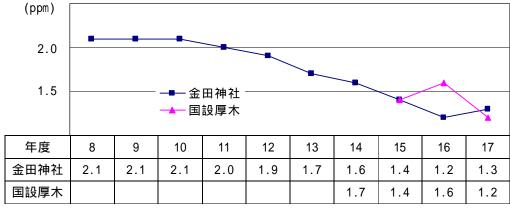




表 - 33) CO の経年変化(1日平均値の2%除外値)



#### 浮遊粒子状物質(SPM)

浮遊粒子状物質は、粉じん・ばいじん等の総称で、環境基準では粒径 10 µm 以下のものを浮遊粒子状物質と定めている。粒子が非常に小さいため、大気中に長時間とどまり、高濃度では肺や気管等に沈着して呼吸器系に影響を及ぼす。

環境基準は「1時間値の1日平均値が $0.10 \text{mg/m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20 \text{mg/m}^3$ 以下であること」と定められている。

平成 17 年度は、平成 16 年度に引き続き、厚木市分庁舎、金田神社、国設厚木で測定を 実施した。測定結果は表 - 34 に示すとおり、金田神社で環境基準を達成していなかった。

表 - 34) 浮遊物質量 (SPM) 測定結果

測定場所(一般局)	厚木市分庁舎		
有効測定日数	363	日	
測定時間数	8707 時間		
1 時間値の年平均値	0.034mg/m³		
1 時間値が 0.20mg/m³を超える時間数(短期評価)	0 時間	(適合)	
1 日平均値が 0.10mg/m³を超える日数(短期評価)	0日	(適合)	
1日平均値の2%除外値(長期評価)	0.066mg/m <sup>3</sup>	(適合)	
1 日平均値が 0.10mg/m³を越えた連続日数(長期評価)	0日	(適合)	

測定場所(自排局) 金田神社				
有効測定日数	358	日		
測定時間数	8621 時間			
1 時間値の年平均値	0.037mg/m³			
1 時間値が 0.20mg/m³を超える時間数(短期評価)	1 時間 (不適合			
1 日平均値が 0.10mg/m³を超える日数(短期評価)	3 日	(不適合)		
1日平均値の2%除外値(長期評価)	0.084mg/m <sup>3</sup>	(適合)		
1 日平均値が 0.10mg/m³を越えた連続日数(長期評価)	2 日	(不適合)		

測定場所(自排局)	国設厚木		
有効測定日数	358 日		
測定時間数	8624 時間		
1 時間値の年平均値	0.040mg/m <sup>3</sup>		
1 時間値が 0.20mg/m³を超える時間数 (短期評価)	0 時間 ( 適合 )		
1 日平均値が 0.10mg/m³を超える日数 (短期評価)	0日 (適合)		
1日平均値の2%除外値(長期評価)	0.072mg/m³ (適合)		
1 日平均値が 0.10mg/m³を越えた連続日数(長期評価)	0日	(適合)	

表 - 35) SPM の経年変化(1時間値の年平均値)

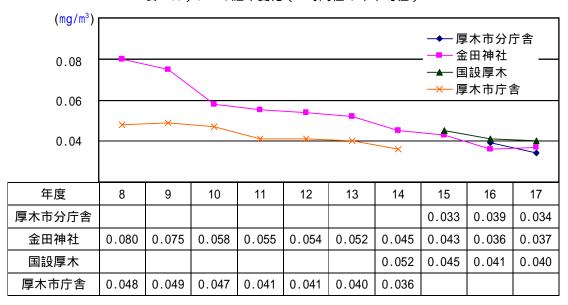


表 - 36) SPM の経年変化 (1日平均値の 2%除外値)

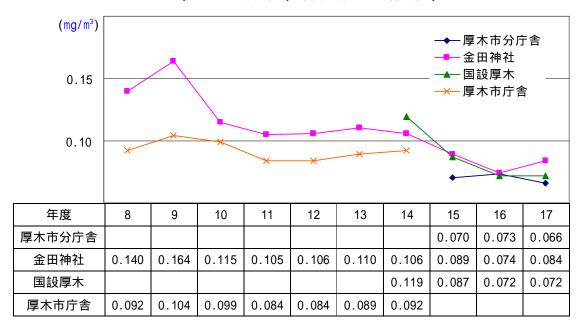


表 - 37) SPM の経年変化(1日平均値が 0.10mg/m3を超える日数)

,					-	•				
年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
厚木市分庁舎								0	0	0
金田神社	81	49	14	13	14	13	9	5	1	3
国設厚木							12	3	0	0
厚木市庁舎	3	9	5	0	1	4	4			

#### 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

二酸化窒素は、物の燃焼や自動車の排気ガスから発生した一酸化窒素が大気中で酸素と 反応して生じる物質である。高濃度で呼吸器系に影響を及ぼすことがあり、また酸性雨や 光化学オキシダントの原因物質でもある。

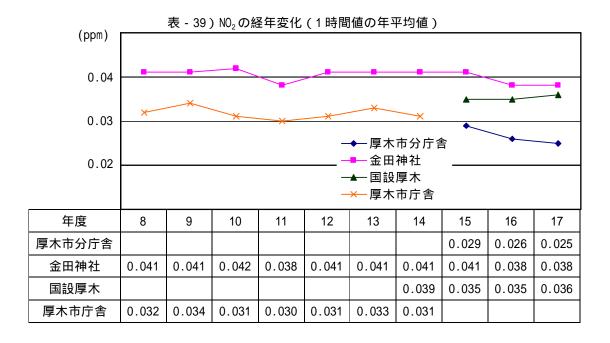
環境基準は「1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること」と定められている。

平成 17 年度は、平成 16 年度に引き続き、厚木市分庁舎、金田神社、国設厚木で測定を実施した。測定結果は表 - 38 に示すとおり、金田神社で環境基準短期評価を達成していなかった。

表 - 38) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) 測定結果

測定場所(一般局)	厚木市	分庁舎	
有効測定日数	363 日		
測定時間数	8537 時間		
1 時間値の年平均値	0.025ppm		
1 日平均値が 0.06ppm を超える日数( 短期評価 )	0日	(適合)	
年間の1日平均値の98%値(長期評価)	0.040ppm	(適合)	

測定場所(自排局)	金田	神社	国設	厚木	
有効測定日数	363 日		361 日		
測定時間数	8600 時間		8480 時間		
1 時間値の年平均値	0.03	38ppm	0.03	3ppm	
1日平均値が 0.06ppm を超える日数(短期評価)	1日	(不適合)	0日	(適合)	
年間の1日平均値の98%値(長期評価)	0.056ppm	(適合)	0.051ppm	(適合)	



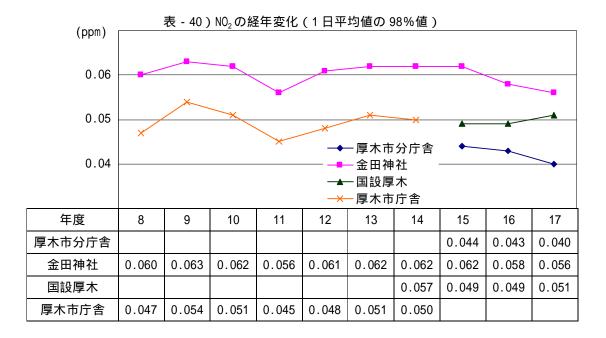


表 - 41) NO<sub>2</sub>の経年変化(1日平均値が0.06ppm を超えた日数)

年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
厚木市分庁舎								0	0	0
金田神社	5	18	16	1	8	8	14	10	3	1
国設厚木							2	0	0	0
厚木市庁舎	0	1	0	0	1	0	1			

#### 光化学オキシダント(0x)

光化学オキシダントは、物の燃焼や自動車の排気ガス、工場からの排煙等から発生する 窒素酸化物と炭化水素系物質が、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こすことによって生じる物質である。光化学スモッグの原因となり、呼吸器系や粘膜を刺激したり、植物の生長に影響を及ぼしたりする。

環境基準は「1時間値が0.06ppm以下であること」と定められている。また、光化学オキシダント濃度が0.12ppmを超える状態が長時間続くと予想されるときには、光化学スモッグ注意報が発令される。

平成 17 年度は、平成 16 年度に引き続き、厚木市分庁舎で測定を実施した。平成 17 年度の測定結果は表 - 42 のとおり、環境基準を達成していなかった。

測定場所 厚木市分庁舎 有効測定日数 365 日 昼間()の測定時間数 5387 時間 昼間の 1 時間値の年平均値 0.027ppm 昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数 540 時間 (10%) 昼間の 1 時間値が 0.12ppm を超えた時間数 17 時間 (0.3%)

表 - 42) 光化学オキシダント(Ox) 測定結果

昼間とは、5 時から 20 時までの時間帯をいう。 測定値は、6 時から 20 時までの値となる。

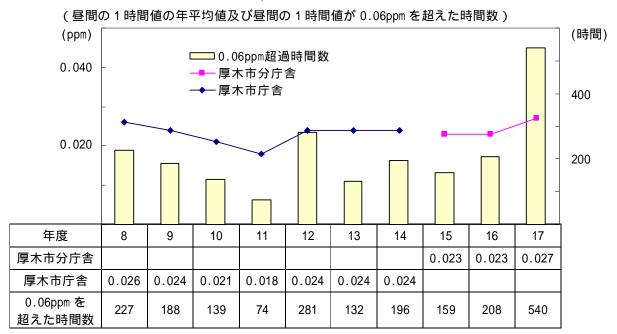


表 - 43) 0x の経年変化

表 - 44) 市内測定点の項目別経年変化一覧 (1時間値の年平均値)

	測定項目	8年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
	二酸化硫黄 SO <sub>2</sub> (ppm)	(0.008)	(0.006)	(0.006)	(0.005)	(0.006)	(0.007)	(0.006)	0.006	0.005	0.005
厚木	一酸化炭素 CO (ppm)	(0.7)	(0.7)	測定終了							
厚木市分庁舎(*)	浮遊粒子状物質 SPM (mg/m³)	(0.048)	(0.049)	(0.047)	(0.041)	(0.041)	(0.040)	(0.036)	0.033	0.039	0.034
旧(* )	二酸化窒素 NO <sub>2</sub> (ppm)	(0.032)	(0.034)	(0.031)	(0.030)	(0.031)	(0.033)	(0.031)	0.029	0.026	0.025
	オキシダント 0x <sup>( )</sup> ( ppm )	(0.026)	(0.024)	(0.021)	(0.018)	(0.024)	(0.024)	(0.024)	0.023	0.023	0.027
	一酸化炭素 CO (ppm)	1.4	1.2	1.3	1.1	1.1	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8
金田神社	浮遊粒子状物質 SPM (mg/m³)	0.080 0.075	0.058	0.055	0.054	0.052	0.045	0.043	0.036	0.037	
11	二酸化窒素 NO <sub>2</sub> (ppm)	0.041	0.041	0.042	0.038	0.041	0.041	0.041	0.041	0.038	0.038
	一酸化炭素 CO (ppm)							1.0	0.9	0.8	0.8
国設厚木	浮遊粒子状物質 SPM (mg/m³)	平成 14 年度に新設						0.051	0.045	0.041	0.040
718	二酸化窒素 NO <sub>2</sub> (ppm)							0.039	0.035	0.035	0.036

\* ( )の数値は、市庁舎屋上での測定値 オキシダント濃度は、昼間(5時~20時)の平均値

#### (3)市の自動測定機によるオキシダント濃度調査

玉川中学校におけるオキシダント濃度調査

調査期間 平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日

調査場所 厚木市小野 301-10 厚木市立玉川中学校

調査方法 島津製作所製 UVAD-1000A(乾式)による自動測定

この測定局は、昭和 59 年 7 月から湿式による測定を開始し、平成 12 年 2 月から乾式の測定機による方法に切り換えた。

#### 調査結果 測定結果は表 - 45 のとおりである。

平成 17 年度は、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数が 485 時間あり、平成 16 年度と比較して 59 時間増えた。光化学スモッグ注意報発令の目安となる 0.12ppm を超えた時間数は 13 時間あった。

なお、昼間の1時間値の年平均値は0.032ppmで、前年と同程度であった。 平成17年度における1時間値の最高値は、9月1日午後3時の0.169ppmであった。

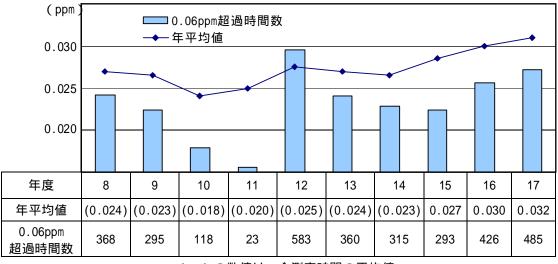
測定場所	玉川中学校						
有効測定日数	356 日						
昼間 の測定時間数	5309 時間						
昼間の 1 時間値の年平均値	0.032ppm						
昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数	485 時間 (9.1%)						
昼間の 1 時間値が 0.12ppm を超えた時間数	13 時間 ( 0.2% )						

表 - 45) 玉川中学校 0x 測定結果

昼間とは、5時から20時までの時間帯を言う。

表 - 46) 玉川中学校 0x 経年変化

(昼間の1時間値の年平均値及び昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数)



( )の数値は、全測定時間の平均値

表 - 47) 玉川中学校 Ox 測定結果 (月別一覧)

松 → 1 / 五川 小子似 0 / 別足刷木 ( / 川 ) 見 /														
項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	全期間
1時間値	の平均値(ppm)	0.043	0.040	0.030	0.025	0.029	0.029	0.026	0.020	0.021	0.019	0.023	0.035	0.028
1 時間値	の最高値(ppm)	0.096	0.094	0.110	0.101	0.150	0.169	0.069	0.064	0.044	0.050	0.057	0.071	0.169
浿	定時間数	716	740	623	738	737	715	740	716	739	657	668	736	8525
0.06ppm	を超える時間数	142	99	71	49	71	58	7	2	0	0	0	13	512
	割合(%)	19.8	13.4	11.4	6.6	9.6	8.1	0.9	0.3	0	0	0	1.8	6.0
0.12ppm	を超える時間数	0	0	0	0	5	8	0	0	0	0	0	0	13
	割合(%)	0	0	0	0	0.7	1.1	0	0	0	0	0	0	0.2
5 時~20	時の測定時間数	446	461	390	459	458	445	461	446	460	410	416	457	5309
0.06ppm	を超える時間数	128	94	71	49	70	53	7	2	0	0	0	11	485
	割合(%)	28.7	20.4	18.2	10.7	15.3	11.9	1.5	0.4	0	0	0	2.4	9.1
0.12ppm	を超える時間数	0	0	0	0	5	8	0	0	0	0	0	0	13
	割合(%)	0	0	0	0	1.1	1.8	0	0	0	0	0	0	0.2

北小学校におけるオキシダント濃度調査

調査期間 平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日

調査場所 厚木市山際 658 厚木市立北小学校

測定方法 島津製作所製 UVAD-1000A(乾式)による自動測定

この測定局は、昭和 54 年 9 月から湿式による測定を開始し、平成 12 年 2 月から乾式の測定機による方法に切り換えた。

# 調査結果 測定結果は表 - 48 のとおりである。

平成 17 年度は、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数が 512 時間あり、平成 16 年度と比較して 195 時間増えた。光化学スモッグ注意報発令の目安となる 0.12ppm を超えた時間数は 14 時間あった。

なお、昼間の1時間値の年平均値は0.027ppmで、前年よりやや低かった。 平成17年度における1時間値の最高値は、9月1日午後3時の0.192ppmであった。

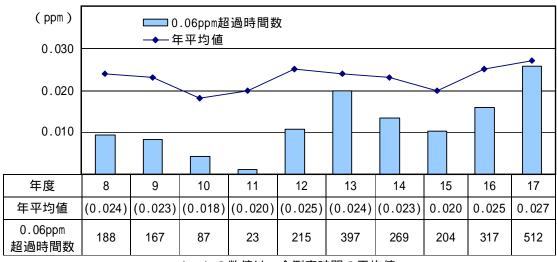
27 29 20 20 100 200	
測定場所	北小学校
有効測定日数	356 日
昼間 の測定時間数	5296 時間
昼間の 1 時間値の年平均値	0.027ppm
昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数	512 時間(9.7%)
昼間の 1 時間値が 0.12ppm を超えた時間数	14 時間 ( 0.3% )

表 - 48) 北小学校 0x 測定結果

昼間とは、5時から20時までの時間帯を言う。

表 - 49) 北小学校 Ox 経年変化

(昼間の1時間値の年平均値及び昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数)



( )の数値は、全測定時間の平均値

表 - 50) 北小学校 Ox 測定結果(月別一覧)

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	全期間
1 時間値0	D平均値(ppm)	0.032	0.036	0.029	0.023	0.027	0.023	0.016	0.012	0.012	0.011	0.014	0.026	0.022
1時間値0	D最高値(ppm)	0.093	0.094	0.118	0.121	0.166	0.192	0.080	0.067	0.042	0.047	0.049	0.069	0.192
測	定時間数	671	740	715	733	737	714	605	716	739	740	668	735	8513
0.06ppm ?	を超える時間数	96	108	89	57	92	67	4	3	0	0	0	8	524
	割合 (%)	14.2	14.6	12.4	7.8	12.5	9.4	0.7	0.4	0	0	0	1.1	6.2
0.12ppm ?	を超える時間数	0	0	0	1	4	9	0	0	0	0	0	0	14
	割合(%)	0	0	0	0.1	0.5	1.3	0	0	0	0	0	0	0.2
5 時~201	時の測定時間数	418	461	445	454	458	444	376	446	460	461	416	457	5296
0.06ppm ?	を超える時間数	96	103	88	57	90	64	4	3	0	0	0	7	512
	割合(%)	23.0	22.3	19.8	12.6	19.7	14.4	1.1	0.7	0	0	0	1.5	9.7
0.12ppm ?	を超える時間数	0	0	0	1	4	9	0	0	0	0	0	0	14
	割合(%)	0	0	0	0.2	0.9	2	0	0	0	0	0	0	0.3

上荻野小学校におけるオキシダント濃度調査

調査期間 平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日

調查場所 厚木市上荻野 1429 厚木市立上荻野小学校

測定方法 電気化学計器製 GXH-72M(湿式)による自動測定

この測定局は、昭和54年9月から測定を開始し、平成2年5月に機器を更新して現在に至っている。

## 調査結果 測定結果は表 - 51 のとおりである。

平成 17 年度は、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数が 323 時間あり、平成 16 年度と比較して 246 時間増えた。光化学スモッグ注意報発令の目安となる 0.12ppm を超えた時間数は 8 時間あった。

なお、昼間の 1 時間値の年平均値は 0.032ppm で、前年より高い結果となった。

平成 17 年度における 1 時間値の最高値は、9 月 1 日午後 4 時の 0.173ppm であった。

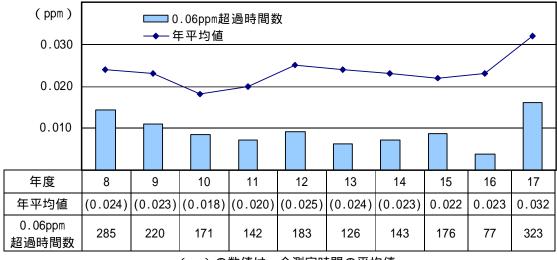
測定場所 上荻野小学校 有効測定日数 359 日 昼間 の測定時間数 5358 時間 昼間の 1 時間値の年平均値 0.032ppm 昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数 323 時間 (6.0%) 昼間の 1 時間値が 0.12ppm を超えた時間数 8 時間 (0.1%)

表 - 51) 上荻野小学校 0x 測定結果

昼間とは、5時から20時までの時間帯を言う。

表 - 52) 上荻野小学校 0x 経年変化

(昼間の1時間値の年平均値及び昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数)



( )の数値は、全測定時間の平均値

表 - 53) 上荻野小学校 0x 測定結果 (月別一覧)

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	全期間
1 時間値(	の平均値(ppm)	0.033	0.038	0.029	0.022	0.028	0.028	0.026	0.023	0.025	0.023	0.027	0.038	0.028
1時間値	の最高値(ppm)	0.074	0.084	0.096	0.097	0.133	0.173	0.078	0.067	0.052	0.056	0.063	0.070	0.173
測	定時間数	682	704	682	695	705	681	706	680	705	706	638	694	8278
0.06ppm	を超える時間数	34	56	49	28	71	63	6	2	0	0	1	19	329
	割合 (%)	5.0	8.0	7.2	4.0	10.1	9.3	0.8	0.3	0	0	0.2	2.7	4.0
0.12ppm	を超える時間数	0	0	0	0	2	6	0	0	0	0	0	0	8
	割合 (%)	0	0	0	0	0.3	0.9	0	0	0	0	0	0	0.1
5 時~20	時の測定時間数	442	456	442	447	457	441	458	440	457	458	414	446	5358
0.06ppm	を超える時間数	34	55	48	28	70	61	6	2	0	0	1	18	323
	割合(%)	7.7	12.1	10.9	6.3	15.3	13.8	1.3	0.5	0	0	0.2	4	6.0
0.12ppm	を超える時間数	0	0	0	0	2	6	0	0	0	0	0	0	8
	割合(%)	0	0	0	0	0.4	1.4	0	0	0	0	0	0	0.1

# (4)市の自動測定機による窒素酸化物濃度調査

不燃物処理場跡地における窒素酸化物濃度調査

調査期間 平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日

調查場所 厚木市船子 262 厚木市不燃物処理場跡地

測定方法 島津製作所製 CLAD-1000A(乾式)による自動測定

この測定局は、昭和 55 年 9 月から湿式による測定を開始し、平成 12 年 2 月から乾式の測定機による方法に切り換えた。

なお、本測定局に関しては、平成 18 年 4 月 6 日付けの環境省発表「(株) 島津製作所製窒素酸化物自動計測器に係る問題について(検証結果報告)」 により、平成 12 年 2 月から平成 18 年 3 月 3 日までのデータを参考値扱い としている。

# 測定結果 測定結果は表 - 54 のとおりである。

環境基準の設定されている二酸化窒素の測定結果については、1時間値が0.06ppmを超えた日数が2日あり、平成16年度と比較して4日減った。また、全測定日数365日に対する割合は0.5%であった。年間の1日平均値のうち、測定値の低い方から98%に相当する値は0.057ppmであり、長期的に評価して環境基準に適合している。

なお、1時間値の年平均値は 0.039ppm で、前年よりやや高かった。

一酸化窒素については環境基準の設定はないが、平成 17 年度の 1 時間値の年平均値は 0.109ppm であり、前年度と比べやや低下した。

測定場所不燃物処理場跡地有効測定日数365 日測定時間数8650 時間1時間値の年平均値0.039ppm1日平均値が 0.06ppm を超えた日数(短期評価)2日 (不適合)年間 1 日平均値の 98%値(長期評価)0.057ppm (適合)

表 - 54) 不燃物処理場跡地 NO。測定結果

経年変化は 44 ページ (表 - 60) に記載

表 - 55) 不燃物処理場跡地 NO<sub>2</sub>測定結果(月別一覧)

				,		M-6 11027		( , 5,55	,					
項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	全期間
	1 時間値の平均値(ppm)	0.041	0.038	0.040	0.035	0.028	0.035	0.039	0.043	0.041	0.044	0.046	0.039	0.039
	1時間値の最高値(ppm)	0.096	0.080	0.082	0.088	0.075	0.088	0.078	0.094	0.085	0.104	0.095	0.098	0.104
<u> </u>	測定時間数	713	736	711	736	736	711	736	713	736	737	658	727	8650
酸化窒	日平均値が 0.04~0.06ppm の範囲内にある日数	17	14	17	9	3	14	18	22	20	21	17	13	185
素	割合(%)	56.7	45.2	56.7	29	9.7	46.7	58.1	73.3	64.5	67.7	60.7	41.9	50.7
	日平均値が 0.06ppm を 超える日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	割合(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7.1	0	0.5
酸	1時間値の平均値(ppm)	0.088	0.075	0.089	0.086	0.061	0.095	0.119	0.150	0.154	0.157	0.151	0.086	0.109
化	1時間値の最高値(ppm)	0.361	0.353	0.415	0.342	0.304	0.309	0.366	0.482	0.512	0.461	0.470	0.376	0.512
窒素	測定時間数	713	736	711	736	736	711	736	713	736	737	658	727	8650

緑ヶ丘小学校における窒素酸化物濃度調査

調査期間 平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日

調査場所 厚木市緑ヶ丘 4-1-1 厚木市立緑ヶ丘小学校

測定方法 島津製作所製 CLAD-1000A(乾式)による自動測定

この測定局は、昭和 60 年 9 月から湿式による測定を開始し、平成 4 年 8 月に機器の更新を行い、平成 15 年 3 月から乾式の測定機による方法に切り換えた。

なお、本測定局に関しては、平成18年4月6日付けの環境省発表「(株) 島津製作所製窒素酸化物自動計測器に係る問題について(検証結果報告)」 により、平成15年3月からのデータを参考値扱いとしている。

## 測定結果 測定結果は表 - 56 のとおりである。

環境基準の設定されている二酸化窒素の測定結果については、1時間値が0.06ppmを超えた日数はなく、平成16年度と同様だった。年間の1日平均値のうち、測定値の低い方から98%に相当する値は0.028ppmであり、長期的に評価して環境基準に適合している。

なお、1時間値の年平均値は 0.017ppm で、前年よりやや高かった。 一酸化窒素については、環境基準の設定はないが、平成 17 年度の 1 時間 値の年平均値は 0.006ppm であった。

測定場所 緑ヶ丘小学校 有効測定日数 357 日 測定時間数 8433 時間 1 時間値の年平均値 0.017ppm 1 日平均値が 0.06ppm を超えた日数(短期評価) 0 日 (適合) 年間 1 日平均値の 98%値(長期評価) 0.028ppm (適合)

表 - 56) 緑ヶ丘小学校 NO<sub>2</sub>測定結果

経年変化は 44 ページ (表 - 61) に記載

# 表 - 57) 緑ヶ丘小学校 NOx 測定結果 (月別一覧)

			-10	1 ) 11/11/11	TT.).) //	X NUX 炽J		, , , , , , ,	見丿	ı	ı	I	1	
項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	全期間
	1時間値の平均値(ppm)	0.016	0.013	0.017	0.017	0.012	0.014	0.015	0.020	0.020	0.020	0.022	0.016	0.017
	1時間値の最高値(ppm)	0.049	0.050	0.054	0.048	0.041	0.044	0.052	0.065	0.054	0.052	0.069	0.065	0.069
_ 	測定時間数	707	733	707	730	729	701	734	708	731	612	621	720	8433
酸 化 窒	日平均値が 0.04~0.06ppm の範囲内にある日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
素	割合(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が 0.06ppm を 超える日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酸	1時間値の平均値(ppm)	0.004	0.002	0.003	0.005	0.003	0.004	0.004	0.009	0.012	0.011	0.008	0.003	0.006
化窒素	1時間値の最高値(ppm)	0.069	0.036	0.041	0.053	0.038	0.059	0.046	0.120	0.126	0.109	0.116	0.039	0.126
糸	測定時間数	707	733	707	730	729	701	734	708	731	612	621	720	8433

林自動車排出ガス測定局における窒素酸化物濃度調査

調査期間 平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日

調査場所 厚木市林 5 丁目 12 番

測定方法 島津製作所製 CLAD-1000A(乾式)による自動測定

この測定局は、平成 15 年 8 月から乾式による測定を開始した。なお、測定結果の評価については、平成 16 年度分から行っている。

なお、本測定局に関しては、平成18年4月6日付けの環境省発表「(株) 島津製作所製窒素酸化物自動計測器に係る問題について(検証結果報告)」 により、設置日から平成18年3月2日までのデータを参考値扱いとしてい る。

## 測定結果 測定結果は表 - 58 のとおりである。

環境基準の設定されている二酸化窒素の測定結果は、1 時間値が 0.06ppm を超えた日数はなく、平成 16年度と同様だった。年間の1日平均値のうち、測定値の低い方から 98%に相当する値は 0.031ppm であり、長期的に評価して環境基準に適合している。

なお、1 時間値の年平均値は 0.020ppm で、前年 (0.019ppm) よりやや高い結果となった。

一酸化窒素については、環境基準の設定はないが、平成 17 年度の 1 時間値の年平均値は 0.016ppm であった。前年(0.017ppm)と比較すると、やや低下している。

測定場所林測定局有効測定日数364 日測定時間数8607 時間1 時間値の年平均値0.020ppm1 日平均値が 0.06ppm を超えた日数(短期評価)0 日 (適合)年間 1 日平均値の 98%値(長期評価)0.031ppm (適合)

表 - 58) 林測定局 NO<sub>2</sub>測定結果

表 - 59) 林測定局 NOx 測定結果(月別一覧)

_					00 ) 111	//J/C_/		MIN ().		<u>,                                      </u>					
項目		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	全期間
	1 時間値の	平均値(ppm)	0.022	0.018	0.021	0.020	0.016	0.018	0.019	0.023	0.022	0.023	0.022	0.021	0.020
	1 時間値の	最高値(ppm)	0.054	0.058	0.052	0.051	0.052	0.051	0.055	0.062	0.052	0.058	0.068	0.053	0.068
	測定	<b>三時間数</b>	709	734	706	732	733	704	733	710	737	733	622	714	8607
化 窒		0.04~0.06ppm 回にある日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
素		割合(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		が 0.06ppm を こる日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		割合(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0 г	0	0	0	0
一酸	1 時間値の	平均値(ppm)	0.011	0.006	0.009	0.012	0.010	0.011	0.015	0.026	0.035	0.027	0.021	0.012	0.016
化窒	1 時間値の	最高値(ppm)	0.105	0.049	0.060	0.088	0.064	0.062	0.123	0.152	0.180	0.167	0.151	0.142	0.180
素		 E時間数	709	734	706	732	733	704	733	710	737	733	662	714	8607

表 - 60) 不燃物処理場跡地 NO2 経年変化

(1日平均値が 0.06ppm を超過した日数と年間 1日平均値の 98%値)

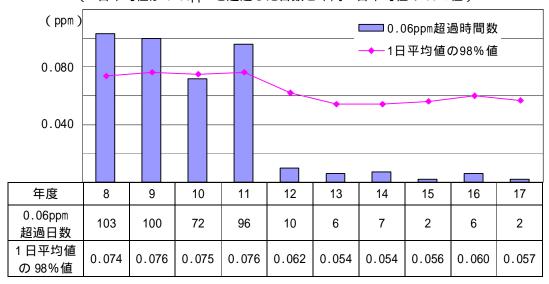
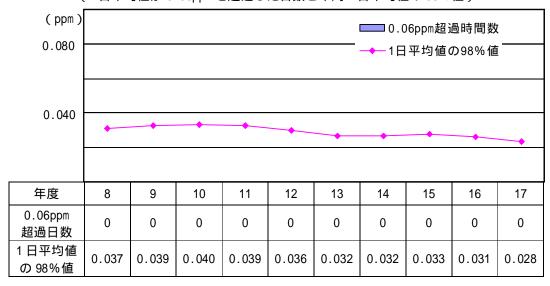


表 - 61) 緑ヶ丘小学校 NO<sub>2</sub>経年変化

(1日平均値が 0.06ppm を超過した日数と年間 1日平均値の 98%値)



# (5)市の自動測定機による浮遊物質量調査

林自動車排出ガス測定局における浮遊物質量調査

調査期間 平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日

調査場所 厚木市林 5 丁目 12 番

測定方法 島津製作所製 BRAD-1000A による自動測定

この測定局は、平成 15 年 8 月から測定を開始した。なお、測定結果の評価については、平成 16 年度分から行っている。

### 測定結果 測定結果は表 - 62 のとおりである。

測定結果を環境基準と比較すると、短期評価では、1 時間値が 0.20mg/m³を超えた時間数は 1 時間だった。また、1 日平均値が 0.10mg/m³を超えた日はなかった。長期評価では、1 日平均値の高い方から 2%に相当する値を除外した最高値(2%除外値)は 0.073mg/m³であり、環境基準に適合している。

なお、1 時間値の年平均値は 0.041mg/m³で、前年 (0.036mg/m³) と比較 してやや高い結果であった。

測定場所 林測定局 有効測定日数 365 ⊟ 測定時間数 8696 時間 1時間値の年平均値  $0.041 \text{mg/m}^3$ 1時間値が 0.20mg/m3を超えた時間数 (短期評価) 1 時間 (不適合) 1日平均値が 0.10mg/m³を超えた日数(短期評価) 0日 (適合) 年間1日平均値の2%除外値(長期評価)  $0.073 \text{mg/m}^3$ (適合) 1日平均値が 0.10mg/m³を超えた連続日数(長期評価) 0日 (適合)

表 - 62) 林測定局 SPM 測定結果

表 - 63) 林測定局 SPM 測定結果 (月別一覧)

			,		71 III 7757AL1		ישל נווו	,					
月項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	全期間
1 時間値の平均値 ( mg/m³ )	0.035	0.031	0.047	0.049	0.050	0.050	0.043	0.047	0.030	0.034	0.036	0.035	0.041
1 時間値の最高値(mg/m³)	0.106	0.064	0.204	0.136	0.180	0.145	0.162	0.136	0.099	0.139	0.174	0.147	0.204
測定時間数	718	741	718	736	738	714	738	715	736	739	666	737	8696
1 時間値が 0.20 mg/m³ を超える時間数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
割合(%)	0	0	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
日平均値が 0.10 mg/m³ を超える日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

# (6)光化学スモッグ

#### 概況

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素系物質は、一定の気象条件がそろうと光化学反応を起こし、光化学オキシダント等の二次汚染物質を生じる。光化学スモッグは、オゾンや光化学オキシダント等の汚染物質が拡散せず、白くもやがかかったような状態になる現象である。

光化学スモッグは、目や呼吸器系を刺激したり、植物の生長に障害を与えたりする。昭和 45年に東京都で光化学スモッグによる被害が生じ、翌昭和 46年には厚木市立玉川中学校でも生徒に被害が発生するなど、全国的に大きな社会問題となった。

光化学スモッグが発生しやすい気象条件は、表 - 64 のとおりである。これらの条件が重なる夏期は特に発生しやすく、神奈川県では毎年 4 月から 10 月までを光化学スモッグ対策期間として、情報提供を行っている。

項目	条件
風向	朝:北よりの風、日中:南よりの海風
風速	無風または弱風、毎秒 3m 未満
視程	6km 以下(遠くの山や建物がかすむ)
気温	日中の最高気温が 25 以上
日射	午後2時以前に少なくとも2~3時間
天候	晴れ又は薄曇り
湿度	相対湿度 60%以上(蒸し暑いと感じる)

表 - 64) 光化学スモッグが発生しやすい気象条件

# 光化学スモッグ注意報発令状況

神奈川県では4月から10月までの7箇月間を、光化学スモッグ注意報の発令期間としている。光化学オキシダント濃度が上がり、気象条件によって高濃度の状態が続くと予想されるときには、光化学スモッグ情報が出される。光化学スモッグ情報の種類と提供条件及び平成17年度の発令回数は、表-65及び66のとおりである。

光化学スモッグ注意報は、神奈川県内を8つの地域に分け、それぞれの地域ごとに発令される。厚木市を含む県央地域では、平成17年度に注意報が4回発令された。

なお、平成4年度以降、本市では光化学スモッグによる被害者は出ていない。

	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
情報	内容
C 型	光化学スモッグが発生するおそれはない
B 型	気象条件によっては、光化学スモッグが発生するおそれがある
A 型予報	光化学スモッグが発生するおそれが大きい
注意報	現在、光化学スモッグ注意報が発令されている (0x 濃度 0.12ppm 以上)
警報	現在、光化学スモッグ警報が発令されている(Ox濃度0.24ppm以上)

表 - 65) 光化学大気汚染情報の内容

表 - 66) 光化学スモッグ注意報発令状況(県央地域)

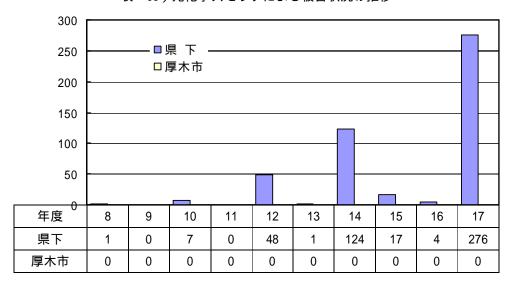
回数	発令日	発令時刻	発令場所		0x 最高	濃度
		~解除時刻		濃度(ppm)	発生時刻	発生場所
1	8月5日(金)	13:20 ~ 17:20	厚木市役所分庁舎	0.164	14:00	厚木市役所分庁舎
2	9月1日(木)	12:20 ~ 18:20	厚木市役所分庁舎	0.201	15:00	厚木市役所分庁舎
3	9月2日(金)	11:20 ~ 14:20	厚木市役所分庁舎	0.142	12:00	相模原市橋本
4	9月10日(土)	14:20 ~ 17:20	厚木市役所分庁舎	0.126	14:00	厚木市役所分庁舎

県央地域とは、相模原市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び厚木市の8市1町を言う。

表 - 67) 光化学スモッグ注意報発令回数の推移



表 - 68) 光化学スモッグによる被害状況の推移



#### 光化学スモッグ対策

光化学スモッグによる被害防止のため、神奈川県では昭和46年5月に「光化学公害緊急時の暫定措置要綱」を定め、緊急時の体制を整備するとともに、昭和47年6月には「神奈川県大気汚染緊急時措置要綱」を制定・施行した。厚木市においても、昭和46年7月に「厚木市光化学スモッグ公害対策実施要綱」を定めた。その後、さらにこの体制を強化するため、昭和58年4月に全面改正を行い、新たに「厚木市光化学スモッグ緊急時対策実施要綱」とし、注意報等の緊急時措置が発令された際の被害防止に努めている。

この要綱では、光化学スモッグによる被害防止対策として、県から寄せられる注意報発 令等の情報を、次のような方法で周知している。

#### 防災行政無線による放送

市内 267 箇所に設置された防災行政無線網を使用し、市内全域に情報伝達を行う。 昭和 57 年度から運用。

#### メールマガジンによる情報配信

あつぎメールマガジンの「防災行政無線情報」で、光化学スモッグ注意報発令情報を登録者に配信する。パソコン・携帯電話で登録可能。最新 5 件のバックナンバーは、登録者以外でも閲覧できる。

# 公共施設等での表示板の掲示

市内 32 箇所に「光化学スモッグ注意報発令中」等の表示板を掲出する。

掲出場所:市庁舎・第二庁舎、市消防本部、総合福祉センター、保健センター・パートナーセンター、市役所駅連絡所(本厚木駅・愛甲石田駅)、文化会館、七沢自然ふれあいセンター、中央図書館、市立公民館(15館)、荻野運動公園、市営グランド、市営玉川野球場、及川球技場、南毛利テニスコート、資源化センター、勤労福祉センター、市立病院

#### 神奈川県テレホンサービス

4月1日から10月31日までの期間、自動音声により光化学スモッグ情報を提供している。毎日、午前10時(当日予報)と午後5時(翌日情報)に情報更新を行うほか、注意報等発令時には随時提供内容が更新される。(電話番号:0463-24-3322)報道機関に対する情報提供

注意報等が発令された場合に、神奈川県環境農政部大気水質課が記者発表を行う。内容は、神奈川県のホームページで閲覧できる。

#### 小・中学校への周知

市生活環境課から、市教育委員会保健給食課を通じて周知する。

なお、市内の高等学校へは、県大気水質課が緊急連絡網によって周知する。

# 保育園・保育所への周知

市生活環境課から、児童福祉課を通じて周知する。

#### 幼稚園への周知

市生活環境課から、各幼稚園へ周知する。

## 児童クラブへの周知

市生活環境課から、青少年課を通じて周知する。

## (7)ダイオキシン類環境調査

ダイオキシン類は、物を燃やすときなどに副生成物として自然に生成してしまう物質である。廃棄物の焼却施設や自動車排出ガス、たばこの煙などが主な発生源として知られている。水に溶けにくく蒸発もしにくいが、油には溶けやすいという性質がある。

ダイオキシン類が環境中に放出された後、どのような動きをするのかは詳しくわかっていない。例えば、大気中のダイオキシン類が次第に地面に落ち、土壌や水に混じって河川や海に流出し、食物連鎖等によって魚介類の体内に蓄積されると考えることができる。また、植物の葉にダイオキシン類が付着し、これらをえさとする動物の体内に取り込まると考えることもできる。このような結果、ダイオキシン類を含む食品を食べたり、空気を吸ったりすることにより、人体に取り込まれて健康に影響を及ぼすことがある。

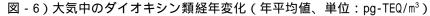
ダイオキシン類に関する環境基準については、平成 11 年 7 月に制定されたダイオキシン類対策特別措置法に基づいて大気・水質・土壌に係る基準が定められ、平成 12 年 1 月 15 日から適用されている。また、平成 14 年 7 月には水底の底質に係る環境基準が定められ、同年 9 月 1 日から施行されている。

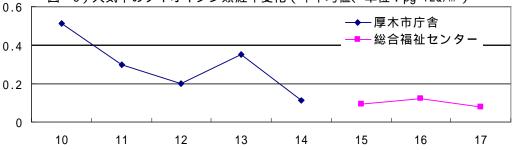
大気中のダイオキシン類調査については、平成 10 年度から、厚木市庁舎が神奈川県の常時監視調査の定点となっており、年 4 回の調査が行われてきた。平成 15・16 年度は、市庁舎の耐震工事に伴い、市総合福祉センター(中町 1 丁目)に場所を移して調査を実施した。

平成 17 年度の調査結果は表 - 69 のとおりである。年平均値は 0.077pg-TEQ/m³であり、 大気の環境基準値 0.6pg-TEQ/m³を下回る結果であった。

調査年度	調査地点	5月	8月	11 月	2月	年平均值
17 年度	厚木市庁舎	0.038	0.031	0.11	0.13	0.077
16 年度	総合福祉センター	0.070	0.058	0.24	0.12	0.12
15 年度	総合福祉センター	0.080	0.089	0.12	0.073	0.091
14 年度	厚木市庁舎	0.092	0.10	0.14	0.12	0.11
13 年度	厚木市庁舎	0.14	0.15	0.75	0.35	0.35
12 年度	厚木市庁舎	0.29	0.17	0.12	0.23	0.20
11 年度	厚木市庁舎	0.39	0.17	0.55	0.10	0.30
10 年度	厚木市庁舎	0.47	0.57	0.81	0.17	0.51

表 - 69) ダイオキシン類常時監視結果(単位:pg-TEQ/m³)





# (8)有害大気汚染物質モニタリング調査

有害大気汚染物質は、平成9年4月1日に施行された改正大気汚染防止法第2条第9項で「継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある物質で、大気汚染の原因となるもの」と定義されるものである。この改正を受けて、平成9年度から神奈川県が年12回のモニタリング調査を行っている。

本市では、市庁舎が一般環境調査地点となっている。ただし、平成 15・16 年度は耐震工事に伴い、市総合福祉センター(中町1丁目)に場所を移して調査を実施した。

平成 17 年度の調査結果は表 - 70 のとおりである。環境基準値の定められている 4 物質は基準を下回り、環境基準値の定められていない 15 物質については、県内の他地点とほぼ同程度の結果であった。

表 - 70) 平成 17 年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果

物質名17 年度 年平均値17 年度 県内平均値17 年度 県内平均値環境基準値16 年度 年平均値ベンゼン1.61.531.4トリクロロエチレン0.690.772000.84テトラクロロエチレン0.290.472000.38ジクロロメタン1.92.61503.2アクリロニトリル0.0720.10-0.074塩化ビニルモノマー0.0420.038-0.029クロロホルム0.160.16-0.221,2-ジクロロエタン0.0900.079-0.0831,3-ブタジエン0.220.15-0.18アセトアルデヒド3.02.8-2.4ホルムアルデヒド4.03.4-5.3水銀及びその化合物0.00140.0021-0.0021ニッケル化合物0.00570.0049-0.0048ヒ素及びその化合物0.00160.0018-0.0016ベリリウム及びその化合物0.0330.030-0.000016マンガン及びその化合物0.0330.030-0.0004イン以(a) ピレン0.00021-0.00020酸化エチレン0.000210.00020-0.00028					
年平均値 県内平均値 年平均値 インゼン 1.6 1.5 3 1.4 トリクロロエチレン 0.69 0.77 200 0.84 テトラクロロエチレン 0.29 0.47 200 0.38 ジクロロメタン 1.9 2.6 150 3.2 アクリロニトリル 0.072 0.10 - 0.074 塩化ビニルモノマー 0.042 0.038 - 0.029 クロロホルム 0.16 0.16 - 0.22 1,2-ジクロロエタン 0.090 0.079 - 0.083 1,3-ブタジエン 0.22 0.15 - 0.18 アセトアルデヒド 3.0 2.8 - 2.4 ホルムアルデヒド 4.0 3.4 - 5.3 水銀及びその化合物 0.0014 0.0021 - 0.0021 ニッケル化合物 0.0057 0.0049 - 0.0048 ヒ素及びその化合物 0.0016 0.0018 - 0.0016 ベリリウム及びその化合物 0.003 0.0000 - 0.00016 マンガン及びその化合物 0.033 0.030 - 0.00030 クロム及びその化合物 0.0060 0.0070 - 0.0043 ベンゾ〔a〕ピレン 0.00021 0.00020 - 0.00028	物質之	17 年度	17 年度	<b>晋倍其淮</b> 值	16 年度
トリクロロエチレン       0.69       0.77       200       0.84         テトラクロロエチレン       0.29       0.47       200       0.38         ジクロロメタン       1.9       2.6       150       3.2         アクリロニトリル       0.072       0.10       -       0.074         塩化ビニルモノマー       0.042       0.038       -       0.029         クロロホルム       0.16       0.16       -       0.22         1,2-ジクロロエタン       0.090       0.079       -       0.083         1,3-ブタジエン       0.22       0.15       -       0.18         アセトアルデヒド       3.0       2.8       -       2.4         ホルムアルデヒド       4.0       3.4       -       5.3         水銀及びその化合物       0.0014       0.0021       -       0.0021         ニッケル化合物       0.0057       0.0049       -       0.0048         ヒ素及びその化合物       0.0016       0.0018       -       0.00016         マンガン及びその化合物       0.033       0.030       -       0.0043         ベンゾ(a) ピレン       0.00021       0.00020       -       0.00028	初貝口	年平均值	県内平均値	<b>场况</b> 空午但	年平均值
テトラクロロエチレン0.290.472000.38ジクロロメタン1.92.61503.2アクリロニトリル0.0720.10-0.074塩化ビニルモノマー0.0420.038-0.029クロロホルム0.160.16-0.221,2-ジクロロエタン0.0900.079-0.0831,3-ブタジエン0.220.15-0.18アセトアルデヒド3.02.8-2.4ホルムアルデヒド4.03.4-5.3水銀及びその化合物0.00140.0021-0.0021ニッケル化合物0.00570.0049-0.0048ヒ素及びその化合物0.00160.0018-0.0016ベリリウム及びその化合物0.000280.000030-0.000016マンガン及びその化合物0.0330.030-0.030クロム及びその化合物0.00600.0070-0.0043ベンゾ (a) ピレン0.000210.00020-0.00028	ベンゼン	1.6	1.5	3	1.4
ジクロロメタン1.92.61503.2アクリロニトリル0.0720.10-0.074塩化ビニルモノマー0.0420.038-0.029クロロホルム0.160.16-0.221,2-ジクロロエタン0.0900.079-0.0831,3-ブタジエン0.220.15-0.18アセトアルデヒド3.02.8-2.4ホルムアルデヒド4.03.4-5.3水銀及びその化合物0.00140.0021-0.0021ニッケル化合物0.00570.0049-0.0048ヒ素及びその化合物0.00160.0018-0.0016ベリリウム及びその化合物0.0330.030-0.030クロム及びその化合物0.0330.030-0.030クロム及びその化合物0.00600.0070-0.0043ベンゾ (a) ピレン0.000210.00020-0.00028	トリクロロエチレン	0.69	0.77	200	0.84
アクリロニトリル0.0720.10-0.074塩化ビニルモノマー0.0420.038-0.029クロロホルム0.160.16-0.221,2-ジクロロエタン0.0900.079-0.0831,3-ブタジエン0.220.15-0.18アセトアルデヒド3.02.8-2.4ホルムアルデヒド4.03.4-5.3水銀及びその化合物0.00140.0021-0.0021ニッケル化合物0.00570.0049-0.0048ヒ素及びその化合物0.00160.0018-0.0016ベリリウム及びその化合物0.0000280.000030-0.000016マンガン及びその化合物0.0330.030-0.030クロム及びその化合物0.00600.0070-0.0043ベンゾ [a] ピレン0.000210.00020-0.00028	テトラクロロエチレン	0.29	0.47	200	0.38
塩化ビニルモノマー 0.042 0.038 - 0.029 クロロホルム 0.16 0.16 - 0.22 1,2-ジクロロエタン 0.090 0.079 - 0.083 1,3-ブタジエン 0.22 0.15 - 0.18 アセトアルデヒド 3.0 2.8 - 2.4 ホルムアルデヒド 4.0 3.4 - 5.3 水銀及びその化合物 0.0014 0.0021 - 0.0021 ニッケル化合物 0.0057 0.0049 - 0.0048 ヒ素及びその化合物 0.0016 0.0018 - 0.0016 ベリリウム及びその化合物 0.00028 0.000030 - 0.000016 マンガン及びその化合物 0.033 0.030 - 0.030 クロム及びその化合物 0.0060 0.0070 - 0.0043 ベンゾ〔a〕ピレン 0.00021 0.00020 - 0.00028	ジクロロメタン	1.9	2.6	150	3.2
クロロホルム0.160.16-0.221,2-ジクロロエタン0.0900.079-0.0831,3-ブタジエン0.220.15-0.18アセトアルデヒド3.02.8-2.4ホルムアルデヒド4.03.4-5.3水銀及びその化合物0.00140.0021-0.0021ニッケル化合物0.00570.0049-0.0048ヒ素及びその化合物0.00160.0018-0.0016ベリリウム及びその化合物0.0000280.000030-0.000016マンガン及びその化合物0.0330.030-0.030クロム及びその化合物0.00600.0070-0.0043ベンゾ〔a〕ピレン0.000210.00020-0.00028	アクリロニトリル	0.072	0.10	-	0.074
1,2-ジクロロエタン0.0900.079-0.0831,3-ブタジエン0.220.15-0.18アセトアルデヒド3.02.8-2.4ホルムアルデヒド4.03.4-5.3水銀及びその化合物0.00140.0021-0.0021ニッケル化合物0.00570.0049-0.0048ヒ素及びその化合物0.00160.0018-0.0016ベリリウム及びその化合物0.0000280.000030-0.000016マンガン及びその化合物0.0330.030-0.030クロム及びその化合物0.00600.0070-0.0043ベンゾ [a] ピレン0.000210.00020-0.00028	塩化ビニルモノマー	0.042	0.038	-	0.029
1,3-ブタジエン0.220.15-0.18アセトアルデヒド3.02.8-2.4ホルムアルデヒド4.03.4-5.3水銀及びその化合物0.00140.0021-0.0021ニッケル化合物0.00570.0049-0.0048ヒ素及びその化合物0.00160.0018-0.0016ベリリウム及びその化合物0.0000280.000030-0.000016マンガン及びその化合物0.0330.030-0.030クロム及びその化合物0.00600.0070-0.0043ベンゾ〔a〕ピレン0.000210.00020-0.00028	クロロホルム	0.16	0.16	-	0.22
アセトアルデヒド3.02.8-2.4ホルムアルデヒド4.03.4-5.3水銀及びその化合物0.00140.0021-0.0021ニッケル化合物0.00570.0049-0.0048ヒ素及びその化合物0.00160.0018-0.0016ベリリウム及びその化合物0.0000280.000030-0.000016マンガン及びその化合物0.0330.030-0.030クロム及びその化合物0.00600.0070-0.0043ベンゾ (a) ピレン0.000210.00020-0.00028	1,2-ジクロロエタン	0.090	0.079	-	0.083
ホルムアルデヒド4.03.4-5.3水銀及びその化合物0.00140.0021-0.0021ニッケル化合物0.00570.0049-0.0048ヒ素及びその化合物0.00160.0018-0.0016ベリリウム及びその化合物0.0000280.000030-0.000016マンガン及びその化合物0.0330.030-0.030クロム及びその化合物0.00600.0070-0.0043ベンゾ [a] ピレン0.000210.00020-0.00028	1,3-ブタジエン	0.22	0.15	-	0.18
水銀及びその化合物0.00140.0021-0.0021ニッケル化合物0.00570.0049-0.0048ヒ素及びその化合物0.00160.0018-0.0016ベリリウム及びその化合物0.0000280.000030-0.000016マンガン及びその化合物0.0330.030-0.030クロム及びその化合物0.00600.0070-0.0043ベンゾ (a) ピレン0.000210.00020-0.00028	アセトアルデヒド	3.0	2.8	-	2.4
ニッケル化合物0.00570.0049-0.0048ヒ素及びその化合物0.00160.0018-0.0016ベリリウム及びその化合物0.0000280.000030-0.000016マンガン及びその化合物0.0330.030-0.030クロム及びその化合物0.00600.0070-0.0043ベンゾ (a) ピレン0.000210.00020-0.00028	ホルムアルデヒド	4.0	3.4	-	5.3
ヒ素及びその化合物0.00160.0018-0.0016ベリリウム及びその化合物0.0000280.000030-0.000016マンガン及びその化合物0.0330.030-0.030クロム及びその化合物0.00600.0070-0.0043ベンゾ [a] ピレン0.000210.00020-0.00028	水銀及びその化合物	0.0014	0.0021	-	0.0021
ベリリウム及びその化合物0.0000280.000030-0.000016マンガン及びその化合物0.0330.030-0.030クロム及びその化合物0.00600.0070-0.0043ベンゾ (a) ピレン0.000210.00020-0.00028	ニッケル化合物	0.0057	0.0049	-	0.0048
マンガン及びその化合物0.0330.030-0.030クロム及びその化合物0.00600.0070-0.0043ベンゾ (a) ピレン0.000210.00020-0.00028	ヒ素及びその化合物	0.0016	0.0018	-	0.0016
クロム及びその化合物0.00600.0070-0.0043ベンゾ [a] ピレン0.000210.00020-0.00028	ベリリウム及びその化合物	0.000028	0.000030	-	0.000016
ベンゾ (a) ピレン 0.00021 0.00020 - 0.00028	マンガン及びその化合物	0.033	0.030	-	0.030
	クロム及びその化合物	0.0060	0.0070	-	0.0043
酸化エチレン 0.093 0.10 - 0.094	ベンゾ〔a〕ピレン	0.00021	0.00020	-	0.00028
	酸化エチレン	0.093	0.10	-	0.094

単位: μ g/m³

## (9)廃棄物焼却施設排煙調査

平成9年に制定され、平成10年4月1日から施行された「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」において、排煙に関する規制基準が定められている。そのなかでも、廃棄物焼却炉については、平成12年4月1日からばいじんの規制が強化され、さらに平成14年12月1日からはダイオキシン類対策特別措置法に関して構造基準が強化されてきた。

これらの規制強化に基づき、本市においては、比較的大きな廃棄物焼却炉を設置している事業所に対し、ばいじん及び塩化水素について調査を実施してきた。

平成 17 年度は市内 5 事業所の調査を行った。

調査期間 平成 18年2月2日から平成18年3月20日まで

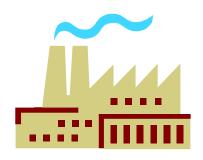
## 調査事業所及び施設の概要

事業所	所在地	施設	能力
А	厚木市金田	廃棄物焼却炉	3,000 kg/時
В	厚木市金田	廃棄物焼却炉	860 kg/時
С	厚木市金田	廃棄物焼却炉	190 kg/時
D	厚木市及川	廃棄物焼却炉	1,250 kg/時
Е	厚木市上古沢	廃棄物焼却炉	170 kg/時

# 調査結果調査した事業所全でで、排出許容限度を満たしていた。

事業所	ばいじん量	許容限度	塩化水素濃度	許容限度	調査日
尹未川	(g/時)	(g/時)	( mg/Nm³)	( mg/Nm³)	四 县 口
Α	1,700	3,295	39 未満		3月7日
В	1,200	2,177	100 未満		2月23日
С	510	703	47 未満	700	2月21日
D	610	1,393	46 未満		2月17日
Е	150	298	110 未満		2月22日

ばいじん量の許容限度は、焼却炉の設置時期や定格運転時の乾き排出ガス量及び 乾き排出ガス中の酸素濃度により計算される。(条例施行規則別表第5)



# 3 水質汚濁の概要

### (1)概況

### 水質規制の概要

河川などの公共用水域に係る水質汚濁については、36 項目の環境基準が設けられている (詳細は「水質汚濁に係る環境基準」で述べる)。これらの環境基準は、河川等の実態に応じて定められた「類型」ごとに、達成することが望ましい基準として適用される。本市においては、東端を南北に流れる相模川が、下流で飲料水として取水されていることなどから、河川 A 類型となっている。また、平成 17 年 3 月には、相模川の西を流れる中津川も河川 A 類型に指定された。

水質規制に関しては、市内の河川のほとんどが河川 A 類型の相模川へ流入し、市内でも河川水が農業や内水面漁業に利用されているため、工場・事業所からの排水には厳しい規制がかけられている。特に、排水を河川へ排出している工場・事業所に対しては、水質汚濁防止法のほか神奈川県生活環境の保全等に関する条例において排水基準が定められており、これらの基準を満たしているかどうか、工場・事業所に対して立入調査及び排水調査を実施している。

平成14年4月1日から本市が特例市となり、水質汚濁防止法の権限委譲がなされたことから、市内4河川の常時監視事務及び地下水質の監視事務が神奈川県から委譲された。このほかにも、市内を流れる中小河川や水路について、市独自に年4回の調査を実施している。

なお、規制が緩やかな生活排水への対策として、市独自に補助金制度を設け、平成元年度から合併処理浄化槽の普及促進に努めている(「1 公害行政の概要」参照)。

#### 水質汚濁に係る環境基準

昭和46年12月に出された環境庁告示「水質汚濁に係る環境基準について」で示されている環境基準のうち、人の健康の保護に関する基準(健康項目)は、当初は鉛など9項目について定められていた。平成5年にトリクロロエチレンをはじめとする有機塩素系化合物など15項目が追加され、同時に有機燐が環境基準項目から削除された。さらに平成11年には、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の3項目が追加され、ダイオキシン類対策特別措置法が制定された平成12年からは、ダイオキシン類についても環境基準が適用されることとなった。

一方、生活環境の保全に関する基準(生活環境項目)は、河川・湖沼・海域の3種類について9項目の基準値が定められており、その水域の「利用目的の適応性」に応じて類型が定められている。また、平成15年に新たに基準が設定された亜鉛は、その水域の「水生生物の生息状況の適応性」に応じて類型が定められているが、類型指定等の運用については現在検討が行われているところである。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に23項目の基準が定められ、平成11年 に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の3項目が追加された(資料編2、「2水 質汚濁に係る環境基準」参照)。

## (2)河川水質調査

河川常時監視

平成 14 年度から厚木市が水質汚濁防止法の事務を取扱うこととなったため、同法第 15 条に基づき、相模川等 4 河川について毎月調査を実施した。

調査日 平成 17年4月から平成 18年3月までの期間で、各月1日4回

#### 採水場所

No	調査河川名	種類	採水場所		流入先河川
1	相模川	一級河川	昭和橋	(上依知 2924 番地東)	-
2	中津川	一級河川	第一鮎津橋	(妻田東1丁目5番4号東)	相模川
3	小鮎川	一級河川	第二鮎津橋	(妻田東1丁目3番2号南)	相模川
4	玉川	一級河川	相川水位観測所	(酒井 2088 番 40 号南)	相模川

調査項目 健康項目 26 項目、生活環境項目 5 項目、特殊項目 6 項目、その他項目 5 項目、その他気象状況・河川状況等の 12 項目を含めた、全 58 項目(詳細は資料編3、3-(1)(2)のとおり)

## 調査結果概要及び河川概要

相模川(さがみがわ)[一級河川]

相模川は、源を遠く富士山麓の山中湖に発し、山梨県南部から神奈川県に入り津久井湖を経て相模川となる。本市の東端を南北に流下し、市内で山際川・中津川・小鮎川・玉川の各河川と合流し、平塚市を経て相模湾に流入している。市内を流れる区間は約16kmであり、上水道、農業用水、レクリエーション等多方面に利用されている。特に、県民の水がめとして相模湖・津久井湖で取水するほか、市内相模大堰や下流の寒川取水堰で飲料水用として取水しているため、水質の保全が必要とされている。

相模川の調査は、上依知地区の1箇所(昭和橋)で実施している。

健康項目は、全ての測定で環境基準を満足しており、良好な結果であった。

生活環境項目のうち、有機性汚濁の指標となる生物化学的酸素要求量(BOD)は、年平均値が1.4mg/であり、一般的に水質汚濁を評価する際に利用する75%値も1.6mg/と、環境基準の2mg/を満足しており、水質は全般的には良好な状況であったといえる。また、他の多くの河川と同様に、特に水温が高くなる時期に大腸菌群数が大きな値を記録する傾向があるが、これ以外の項目については基準を満足している。

# 中津川(なかつがわ)[一級河川]

中津川は、丹沢山塊の唐沢川・本谷川・塩水川・早戸川等の集水を源としており、宮ヶ瀬湖から清川村・愛川町を経て厚木市に入る。本谷川合流点より上流は布川、さらに上流のタライゴヤ沢合流点から先は藤熊川となる。市内で善明川が合流し、相模大橋の上流で相模川に合流する、延長 30.8km の河川である。このうち、市内を流れる区間は

約7.5kmであり、相模川支流の中では最も水量が豊富で水質状況も良好であるため、漁業や農業用水等に利用されている。中津川は平成17年3月に河川類型の指定を受け、環境基準(河川A類型)が適用されるようになった。

中津川の調査は、妻田地区(第一鮎津橋・下流)で実施している。

健康項目は、全ての測定で環境基準を満足しており、良好な結果であった。

生活環境項目のうち、BOD の年平均値は 1.3mg/、75%値は 1.5mg/であり、環境基準の 2mg/を満たしていた。このほかの項目では、大腸菌群数が基準を上回っていたが、これ以外の項目については基準を超過することはなく、良好な結果であった。概ね一年を通じて水質が安定している河川である。

## 小鮎川(こあゆがわ)[一級河川]

小鮎川は、清川村の三峰山塊の8箇所の沢と、谷太郎川・柿の木平川・法輪川の3河川を源とし、東に流下して厚木市に入る。市内では荻野川・干無川が合流し、相模大橋の上流で相模川へ流入する延長13.8kmの河川である。その名の示すとおり、昔からたくさんの鮎が棲むきれいな川であった。大正元年には、本市初の水力発電が尾台橋(飯山5115付近)下流で行われていた。当時は、農業用水・生活用水・木材を運ぶ水路などに活用されていたが、現在は主に農業用水に使用されている。公共下水道の処理区域外の地域を流下しており、有機性の水質汚濁が見られることがある。

小鮎川の調査は、妻田地区(第二鮎津橋・下流)で実施している。

健康項目は、全ての測定で環境基準を満足しており、良好な結果であった。

生活環境項目のうち、BODの年平均値は1.8mg/、75%値は1.5mg/であり、いずれも基準値2mg/を満足していた。BODについて言えば、年間の最高値が12mg/、最低値が0.6mg/と変動幅が大きい特徴がある。大腸菌群数は、1年を通じて高い値を記録している。

( 環境基準は厚木市内を流れる河川については、相模川及び中津川のみに設定されているものであるが、本市の河川の多くは相模川に流入しているため、環境基準を目標値として測定値と比較している。以下同じ。)

#### 玉川 ( たまがわ ) [ 一級河川 ]

玉川は、厚木市の二の足川・山の神沢を源とした七沢川と、大山北部から流れる日向川とが厚木市七沢の奨学橋付近で合流して玉川となる。市内では細田川・恩曽川が合流し、酒井地区で相模川に流入する約8kmの河川である。主に農業用水として利用されるほか、観光地に近い憩いの場として親しまれている。小鮎川と同様に、公共下水道の処理区域外の地域を流下しており、有機性の水質汚濁が見受けられる。

玉川の調査は、酒井地区(相川水位観測所・下流)で実施している。

健康項目は、全ての測定で環境基準を満足しており、良好な結果であった。

生活環境項目のうち、BOD の年平均値は 2.8mg/、75%値は 2.9mg/であり、環境基準を上回る結果となった。また、大腸菌群数がほぼ全ての月で基準を超えていることから、有機性の要因によるものと推定される。

図 - 7) 河川水質調査採水地点図



		_				
	No	採水地点名	No	採水地点名	No	採水地点名
	1	相模川	11	小鮎川中流 1	21	尼寺排水路
	2	中津川	12	小鮎川中流 2	22	真弓川
ĺ	3	小鮎川	13	恩曽川上流	23	干無川
ĺ	4	玉川	14	恩曽川中流 1	24	善明川
ĺ	5	中津川上流	15	恩曽川中流 2	25	山際川
ĺ	6	荻野川上流	16	恩曽川下流	26	境田川
	7	荻野川中流 1	17	玉川上流	27	華厳排水路
	8	荻野川中流 2	18	玉川中流 1	28 笠張川	
	9	荻野川下流	19	玉川中流 2	1~4 は常時監視調査地点	
	10	小鮎川上流	20	細田川	5~28 は市内河川調査地点	

## 市内河川水質調査

本市では、市内を流れる中小河川や水路、常時監視対象河川の測定点以外の流域について、市独自の水質調査を行っている。

平成 17 年度は、相模川以外の一級河川、恩曽川等の準用河川、その他 8 箇所の都市下水 路等について、年 4 回の水質調査を実施した。

調査日 第 1 回 ( 春季 ) 平成 17 年 5 月 24 日 第 2 回 ( 夏季 ) 平成 17 年 8 月 24 日 第 3 回 ( 秋季 ) 平成 17 年 11 月 16 日 第 4 回 ( 冬季 ) 平成 18 年 2 月 13 日

# 採水場所

No	調査箇所名	種類	採2	K場所	流入河川名
1	中津川上流	一級河川	松羅公園北	三田 3198 北	相模川
2	小鮎川上流	一級河川	相模華厳橋	飯山 5747-2 東	相模川
3	小鮎川中流 1	一級河川	久保橋	飯山 4265 北	相模川
4	小鮎川中流 2	一級河川	小鮎橋	飯山 860-1 北	相模川
5	荻野川上流	一級河川	横林橋	上荻野 5755 東	小鮎川
6	荻野川中流 1	一級河川	権現堂橋	中荻野 929 北	小鮎川
7	荻野川中流 2	一級河川	十二天橋	及川 912-1 東	小鮎川
8	荻野川下流	一級河川	小鮎川合流前	妻田西 2-22-52 西	小鮎川
9	恩曽川上流	準用河川	上古沢地内	上古沢 1711 南	玉川
10	恩曽川中流 1	準用河川	高坪堰	温水 1534 東	玉川
11	恩曽川中流 2	準用河川	地蔵橋親水広場	温水 570 西	玉川
12	恩曽川下流	準用河川	新八木間橋	酒井 3070 西	玉川
13	玉川上流	一級河川	奨学橋	七沢 163 南	相模川
14	玉川中流 1	一級河川	川久保橋	長谷 840 南	相模川
15	玉川中流 2	一級河川	八木間橋	酒井 3026 東	相模川
16	細田川	一級河川	玉川合流前	小野 2227 南	玉川
17	尼寺排水路	都市下水路	恩曽川合流前	恩名 1522-1 南	玉川
18	真弓川	水路	荻野川合流前	上荻野 6104 北	荻野川
19	干無川	都市下水路	小鮎川合流前	妻田東 1-2-26 東	小鮎川
20	善明川	準用河川	長坂青少年広場南	関口字西河原地内	中津川
21	境田川	都市下水路	相模川合流前	岡田 5 丁目地内	相模川
22	華厳排水路	水路	小鮎川合流前	飯山 5779-2 南	小鮎川
23	山際川	準用河川	相模川合流前	関口字桟敷地内	相模川
24	笠張川	雨水幹線	下津古久地内	下津古久 279-1 東	金目川

調査項目 健康項目 26 項目、生活環境項目 10 項目、特殊項目 6 項目等計 47 項目について調査を実施した。(詳細は資料編 3、3 - (1)(3)のとおり)

### 調査結果概要及び河川概要

### 中津川「一級河川]

中津川の調査は、三田地区(松羅公園北・上流)で実施した。健康項目については、 すべて環境基準を満足していた。生活環境項目については、大腸菌群数が夏にやや高く なる傾向はあるが、常時監視(下流)の結果とあわせて考えても、中津川は清澄な川で あるといえる。

## 小鮎川 [ 一級河川 ]

小鮎川の調査は、飯山地区の相模華厳橋(上流) 久保橋(中流1)及び及川地区の小 鮎橋(中流2)の3地点で実施した。健康項目の調査は上流でのみ実施したが、環境基 準を下回っており、常時監視(下流)の結果とあわせて良好な結果であった。生活環境 項目については、BOD 及び大腸菌群数が、全ての調査場所で年平均値が環境基準を超過 した。

環境基準は相模川及び中津川のみに設定されているものであるが、本市の河川の多くは相模川に流入しているため、相模川及び中津川に設定されている環境基準(河川 A 類型)を目標値として、測定値と比較している。以下同じ。

## 荻野川(おぎのがわ)[一級河川]

荻野川は、本市と清川村の境にある経ヶ岳付近が源であり、柄沢川・真弓川が合流しながら南東へ流下し、林地区で小鮎川に流入する延長約 8.9 k mの河川である。昔は砂鉄が取れ、鋳物が盛んであった。現在は農業用水に利用されているが、上流は水量が少なく、魚影もほとんど見られない。

荻野川についての調査は、上荻野地区(横林橋・上流)、中荻野地区(権現堂橋・中流 1)及川地区(十二天橋・中流 2)、妻田西地区(小鮎川合流前・下流)の 4 箇所で実施した。健康項目の調査は上流と下流で実施しており、いずれも環境基準を下回る良好な結果であった。生活環境項目については、上流部では水量が少ないことから BOD が環境基準を超えることがあるほか、流域を通じて大腸菌群数が基準を超えることが多かった。

#### 恩曽川(おんぞがわ)[準用河川・普通河川]

恩曽川は、厚木市内の白山を水源として南東へ流下し、相川地区で玉川に流入する延長約7kmの準用河川である。中流部は、農業用水として利用されている。平成3年度から、相模川の水が神奈川県相模川西部用水右岸幹線によって温水地区に供給されるようになり、水田耕作期間のみ水量が増加し、以前に比べると水質が改善されている。

恩曽川についての調査は、上古沢地区(上流) 温水地区の高坪堰(中流1)及び地蔵橋親水広場(中流2) 酒井地区(新八木間橋・下流)の4箇所で実施した。健康項目の調査は下流で実施したが、環境基準を下回る良好な結果であった。生活環境項目につい

ては、大腸菌群数が全ての地点で年平均値が環境基準を超えたほか、BOD も中流域で高いことが特徴的である。

### 玉川「一級河川1

玉川についての調査は、七沢地区(奨学橋・上流)、長谷地区(川久保橋・中流 1) 酒井地区(八木間橋・中流 2)の3地点で実施した。健康項目については、常時監視(下流)の結果から判断し、環境基準を下回る良好な結果であった。生活環境項目については、大腸菌群数が全ての地点で年平均値が基準を超えていた。BOD は、年平均値では全ての点で環境基準を満足しており、この結果からは有機性の汚濁について概ね清澄な河川といえる。

### 細田川(ほそだがわ)[一級河川]

細田川は、厚木市上古沢字丸山付近を源とし、南に流下して小野地区で玉川に流入する延長約2.1kmの河川である。森の里地区の開発以前は、開発地区中央の谷を流れる普通河川であったが、公共下水道事業として整備されて、開発区域内の雨水が流入する一級河川となった。

健康項目については、環境基準を下回る良好な結果であった。生活環境項目については、大腸菌群数が基準を超えていた。

### 尼寺排水路(あまでらはいすいろ)[都市下水路]

尼寺排水路は、厚木市緑ヶ丘5丁目北西端から南東に流下し、恩名字沖原で恩曽川に流入する延長約1.6kmの都市下水路である。以前は工場排水が流入していたが、現在工場排水は公共下水道に排除されており、尼寺工業団地の雨水と一般家庭等の雑排水が流れている。

健康項目については、環境基準を下回る良好な結果であった。生活環境項目については、BOD 及び大腸菌群数が四季を通じて高い状況である。

## 真弓川 (まゆみがわ) 「水路]

真弓川は、厚木市上荻野字真弓付近を源とし、南東に流下して上荻野字横林で荻野川に流入する延長 2.3km の水路である。

平成 17 年度の調査結果は、大腸菌群数が基準を超えたほかは、全体的に良好な結果となっている。

## 干無川(ひなしがわ)[水路]

干無川は、厚木市三田字屋際付近を源とし、南に流下して妻田南1丁目で小鮎川に合流する延長約2.3kmの都市下水路である。

平成 17 年度の調査結果は、大腸菌群数が基準を超えたほかは、全体的に良好な結果となっている。

## 善明川(ぜんみょうがわ)[準用河川]

善明川は、愛川町中津から厚木市棚沢を経て、関口地区で中津川に流入する延長約2.4kmの河川である。愛川町字坂本で中津川から農業用水として取水されるため、毎年4月上旬から9月末までは水量が増加する。

健康項目は、全て環境基準を満足していた。生活環境項目は、大腸菌群数が基準を超 えていたほかは、全体的に良好な結果となっている。

## 境田川(さかいだがわ)[公共下水道雨水路]

公共下水道相模川右岸水系第6排水区の第1号幹線及び第2号幹線を境田川と称している。第1号幹線は厚木市岡田3丁目から相模川までの約1kmの水路であり、第2号幹線は岡田4丁目から5丁目までの約1.2kmの水路で、都市下水路としての側面をもち、一部事業所排水も流入する。

平成 17 年度の調査結果では、pH 値が上昇し弱塩基性になることがあった。これは、生活系の雑排水等の様々な要因によるものとみられる。また、BOD の年平均値は 2.0mg/であるが、個々の検体では環境基準を超過することがあり、大腸菌群数も 1 年を通じて基準値を超える傾向にある。

## 華厳排水路(けごんはいすいろ)[水路]

華厳排水路は、清川村煤ヶ谷を源とし、南東に流下して厚木市飯山字砂場で小鮎川に流入する約 1km の砂防水路である。以前は畜産排水が放流されていたが、現在は菓子製造工場の排水が放流されている。

大腸菌群数が一年を通じて基準を超えている以外は、良好な状況である。

#### 山際川(やまぎわがわ)[準用河川、普通河川]

山際川は、愛川町の中津原台地東側の裾野を源とし、厚木市関口字桟敷所で相模川に流入する延長約 2km の河川である。毎年 5 月から 10 月までは、相模川小沢頭首工から取水される農業用水により水量が増加する。近年、公共下水道が急激に普及し、内陸工業団地からの工場排水が流入しなくなったため、取水が止まる冬季は水量が極端に減少する。

山際川の調査は、春季と夏季の2回実施している。夏季は健康項目の測定も実施したが、全て環境基準を下回っていた。生活環境項目については、大腸菌群数が基準を超えている以外は、概ね良好な結果であった。

#### 笠張川(かさはりがわ)[公共下水道雨水路]

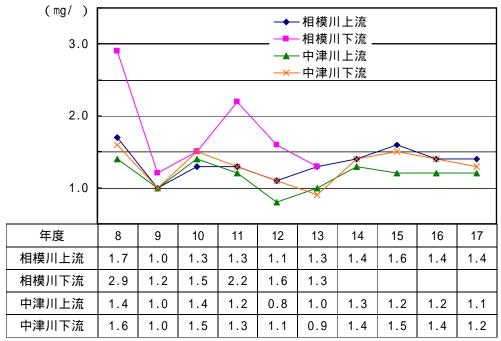
笠張川は、厚木市小野地区の竹の内堰で取水された玉川の水が、農業用水路・都市下水路・公共下水道雨水幹線と名前を変え、平塚市大神地区で歌川(金目川水系)に流入する水路で、厚木市上落合地区から下流の公共下水道雨水幹線部分約1.8kmを示す。この事業で調査を行っている河川・水路の中で、唯一相模川以外の河川に流入する河川である。この河川が合流する金目川(下流)水系は、河川類型上C類型にあたり、基準としては相模川等のA類型に比較して緩い(例えばBODについてはA類型が基準「2mg/以下」に対し、C類型では「5mg/以下」とされている)が、他の市内河川との比較を容

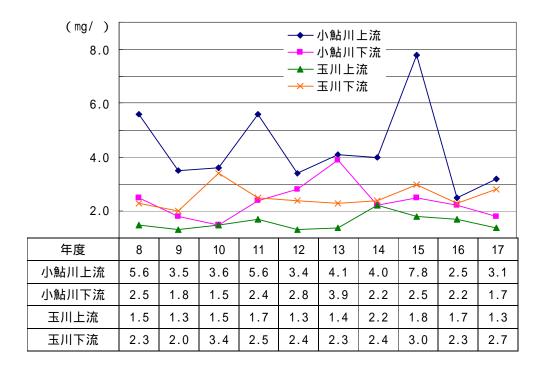
易にするため、A類型の基準と比較する。

平成 17 年度の調査結果は、健康項目については環境基準を下回る良好な結果であった。生活環境項目については、大腸菌群数が一年を通じて基準を超えていた。BOD は、年平均値では 2mg/ を満足していたが、春季に 2.8mg/ を記録するなど、環境基準を超えることがあった。



表 - 71) 主要河川の BOD 経年変化





## 恩曽川連続水質調査

恩曽川の汚濁が、秋の渇水期の朝方に見られることがあるとの情報を受け、早朝及び夕 方の時間帯において1時間毎の水質調査を実施した。

調査日 平成 17 年 11 月 17 日 (木) 午前 4 時 ~ 午前 7 時 40 分

採水地点 恩曽川上流(上古沢 1711 番地南)

本禅寺付近(下古沢 324 番地南) 高坪堰(温水 1534 番地付近)

採水頻度 1時間毎に1回、計4回採水した。

分析項目 水温、気温、pH、SS、BOD、COD、DO、大腸菌群数、外観、臭気、色相、 透視度、全りん、全窒素、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、りん酸態りん

分析方法 JIS K 0102 工場排水試験法ほか

調査結果 調査の結果、恩曽川上流では一般に低濃度である生物化学的酸素要求量 (BOD)が、本禅寺付近で濃度が上昇する傾向があった。上流と本禅寺との 間で有機性の負荷を増加させる要因があるものと推定される。(詳細は資料編3、3-(4)参照)

また、窒素・りん等の各項目においても、この区間で上昇がみられた。 ただし、例年の結果を勘案すると、年度によってはBOD、窒素分とも上 流で高濃度を記録することがあることから、汚濁は複合的な要因によるも のと考えられる。

表 - 72) 恩曽川秋期調査結果(平均値)

調査項目		恩曽川上流	本禅寺付近	高坪堰
	単位	(上古沢 1711 番地南)	(下古沢 324 番地南)	(温水 1534 番地付近)
рН		7.5	7.7	7.7
SS	mg/	3	10	8
BOD	mg/	1.5	5.8	7.0
COD	mg/	2.1	2.3	6.3
全りん	mg/	0.068	0.49	0.36
全窒素	mg/	4.6	24	16
アンモニア性窒素	mg/	0.65	15	8.6
亜硝酸性窒素	mg/	0.06	0.78	0.66
硝酸性窒素	mg/	3.1	2.8	4.7
亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素	mg/	3.2	3.6	4.6
DO	mg/	8.5	7.3	7.7
りん酸態りん	mg/	0.054	0.41	0.34
大腸菌群数	MPN/100m	2.5 × 10 <sup>4</sup>	4.3×10⁴	9.5×10³

小鮎川連続水質調査

小鮎川が、冬の渇水期の朝を中心に汚濁がみられることがあるとの情報を受け、1時間 毎の水質調査を実施した。

調査日 平成 18年2月8日(水) 午前4時~午前7時

採水地点 相模華厳橋(飯山 5747 番地 2 東)

尾台橋(飯山 5113 番地北) 田野崎橋(飯山 5411 番地南)

採水頻度 午前 4 時から 20 分毎に 1 回、各地点で 10 回ずつ採水した

分析項目 水温、気温、pH、SS、BOD、COD、DO、n-ヘキサン抽出物質、大腸菌群数、 外観、臭気、色相、透視度、全りん、全窒素、アンモニア性窒素、亜硝酸 性窒素、硝酸性窒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、りん酸態りん

分析方法 JIS K 0102 工場排水試験法ほか

調査結果 調査の結果、調査地点のうち最上流部の相模華厳橋における生物化学的 酸素要求量(BOD)の値が7.9mg/を記録するなど、比較的高濃度で推移し ており、更に上流部に有機性汚濁の原因があるものと推定される。(詳細は 資料編3、3-(5)参照)

BOD の濃度推移をみると、調査地点の最上流にある相模華厳橋において、調査開始の時点(4時採水分)で11mg/あり、その後も6時台になるまであまり濃度が低下していない。しかし、同地点で前年同日に実施した際には、この時間帯の濃度が24mg/を記録していたことから、前年に比較すると、水質はやや改善しているとみられる。

透視度が最低で7度(相模華厳橋:5時) 浮遊粒子状物質(SS)が最大 40mg/(尾台橋:5時及び5時20分)を記録しており、早朝に川が濁り、日が昇るに従って水質が回復していることが分かった。

相模華厳橋は、厚木市内の小鮎川流域としては最も上流部に位置していることから、これより上流部の水質を管轄する神奈川県県央地域県政総合センター環境部に、調査及び上流部の事業所に対する指導等を依頼した。

表 - 73) 小鮎川調査結果(平均値)

調査項目		相模華厳橋	尾台橋	田野崎橋
	単位	(飯山 5747 番地 2 東)	(飯山 5113 番地北)	(飯山 5411 番地南)
рН	1 1 1 1 1	7.7	7.7	7.7
SS	mg/	26	33	27
BOD	mg/	7.9	11	36
COD	mg/	10	12	9.3
n-ヘキサン抽出物質	mg/	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
全りん	mg/	1.0	1.2	1.0
全窒素	mg/	5.5	6.1	5.2
アンモニア性窒素	mg/	1.1	1.4	1.3
亜硝酸性窒素	mg/	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満
硝酸性窒素	mg/	1.7	1.9	1.9
亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素	mg/	1.7	1.9	1.9
DO	mg/	12.3	11.8	12.0
りん酸態りん	mg/	0.54	0.67	0.64
大腸菌群数	MPN/100m	8.4×10³	5.2×10 <sup>3</sup>	6.6×10³

# (3)工場排水調査

本市の工場・事業場から公共用水域に排出される排水は、そのほとんどが近くの水路等を経て相模川に流入する。相模川では、相模大堰や寒川取水堰で上水道水として河川水を取水しているため、工場・事業場の排水に対しては水質汚濁防止法(以下、水濁法)及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例(以下、県条例)によって、厳しい規制がかけられている。

平成 14 年度に本市が水濁法上の政令市となったことから、従来の県条例に基づく立入調査に加え、同法に基づく工場等への立入調査を実施し、工場・事業場排水の監視と指導を行っている。

工場排水調査(1回目)

調査期間 平成 17 年 11 月 21 日 ~ 12 月 22 日

対象工場等 県条例の指定事業所や水濁法の特定工場のうち、排水量の多い工場・事業所及び有害物質を使用している等、環境への影響が大きいと考えられる 工場・事業所

調査工場等数 10社(12箇所の排水系統)

調査 No.	所在地	事業所区分		採水箇所数
1	上依知	県条例	既設	2
2	上荻野	県条例	新設	2
3	七沢	県条例	既設	1
4	七沢	県条例	既設	2
5	上古沢	県条例	既設	1
6	酒井	県条例	既設	1
7	飯山	水濁法	畜舎	1
8	中荻野	水濁法	畜舎	1
9	中荻野	県条例	既設	1
10	上荻野	県条例	新設	1

調査項目 カドミウム、鉛など、水濁法及び県条例で排水許容限度の定められている 34 項目(詳細は資料編 3、3 - (6)のとおり)

排水基準違反工場数 3社4系統

違反項目 5項目(BOD、COD、SS、大腸菌群数、フェノール類)

調査結果 表 - 74 のとおり、調査を行った 34 項目 273 検体のうち、5 項目 8 検体で 基準超過があった。違反事業所に対しては、超過状況を改善するよう指導 を行っている。

表 - 74) 工場排水調査結果(基準超過)

調査 No	項目	項目調査結果基準値		事業所[	区分
2-A	フェノール類	0.007mg/	0.005mg/		
	BOD	24mg/	15mg/		
2-B	COD	23mg/	15mg/	県条例	新設
2-0	大腸菌群数	9,000個/cm³	3,000個/cm³		
	フェノール類	0.008mg/	0.005mg/		
5	大腸菌群数	10,000個/cm³以上	3,000個/cm³	県条例	既設
7	BOD	1,200mg/	160mg/	水濁法	畜舎
,	SS	450mg/	200mg/	小/曳/云	田口

# 工場排水調査(2回目)

調査期間 平成 18 年 2 月 17 日 ~ 3 月 20 日

対象工場等 1回目の調査で排水基準を超過していた工場・事業所及び環境への影響が大きいと考えられる工場・事業所

調査工場等数 5社(6箇所の排水系統)

調査 No.	所在地	事業所区分		採水箇所数
1	上荻野	県条例	新設	2
2	上古沢	県条例	既設	1
3	酒井	県条例	既設	1
4	飯山	水濁法	畜舎	1
5	上依知	県条例	新設	1

調査項目 カドミウム、鉛など、水濁法及び県条例で排水許容限度の定められている 34項目(詳細は資料編3、3-(7)のとおり)

排水基準違反工場数 3社4系統

違反項目 4項目(pH、COD、大腸菌群数、フェノール類)

調査結果 表 - 75 のとおり、調査を行った 34 項目 177 検体のうち、4 項目 5 検体で基準超過があった。違反事業所に対しては、超過状況を改善するよう指導を行っている。

表 - 75) 工場排水調査結果(基準超過)

調査 No	項目	項目調査結果基		事業所	区分
1-A	フェノール類	0.008mg/	0.005mg/		
1-B	COD	19mg/	15mg/	県条例	新設
1-0	大腸菌群数	10,000個/cm³以上	3,000個/cm³		
2	рН	9.2	5.8以上8.6以下	県条例	既設
5	COD	20mg/	15mg/	県条例	新設



### (4)地下水水質調査

# 環境監視調査

平成 14 年度に本市が水質汚濁防止法の政令市となり、それまで神奈川県が行っていた環境監視事務が委譲された。このうち、地下水については、法第 16 条の規定により神奈川県が定めた「地下水質測定計画」に基づいて、水質の環境監視調査を行っている。

調査期間 平成 17年 10月 7日~12月 9日

採水場所 事業所及び個人宅井戸 24 箇所(図-8参照)

分類	地点番号	地区	分類	地点番号	地区
定点	53	金田	メッシュ	1209	岡田
	54	旭町		1219	旭町
	55	戸室		1237	温水
	56	小野		1238	戸室
	57	戸田		1239	松枝
	58	戸田		1249	妻田東
定期	112	旭町		1259	金田
₹ニタ	113	戸室		1279	中依知
リング	114	上古沢		1299	山際
	115	上依知		2209	山際
メッシュ	0279	戸田		2218	上依知
	0289	酒井		2219	上依知

定点:長期的な観点で測定を行う地点。毎年同じ場所を測定する。

定期モニタリング:過去に汚染が確認された地点。継続的な監視を行う。 メッシュ:1km ごとに区切った範囲の中で1地点選定し、毎年異なるメッ

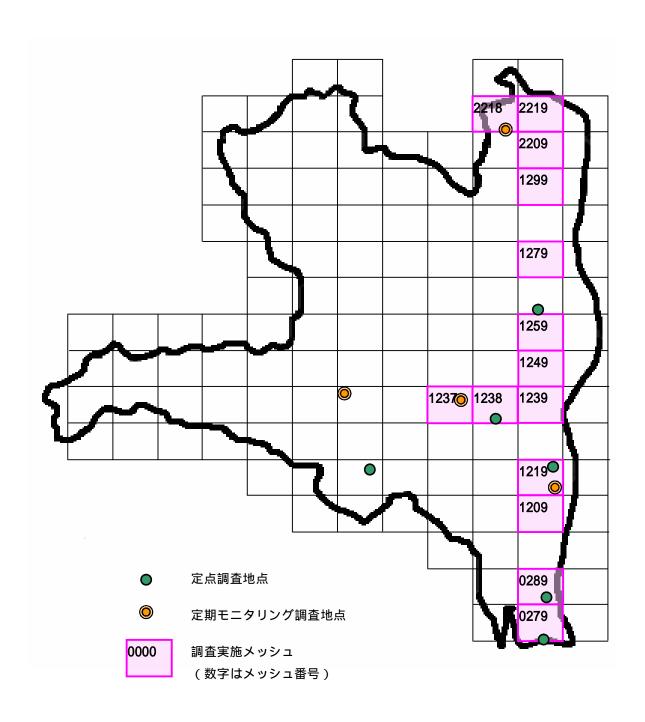
シュで測定を行う。概ね4年で市内の全メッシュを調査する。

調査項目 環境基準設定項目 25 項目、特殊項目 1 項目、一般項目 5 項目及び天候・ 気温を含めた全 33 項目(詳細は資料編 3、3 - (8)のとおり)

調査結果概要 調査した 24 地点のうち、定期モニタリング調査の 3 地点 2 項目及びメッシュ調査の 1 地点 1 項目で環境基準を超過した。 定点調査地点では、基準 超過は見られなかった。(詳細は資料編 3、3 - (9)のとおり)

超過項目 トリクロロエチレン(2地点) テトラクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン

図 - 8) 地下水環境監視調査(平成 17 年度)



### 汚染井戸周辺調査

の環境監視調査で汚染が発見された井戸について、汚染範囲を確認するために周辺調査を実施した。

調査日 平成 18 年 2 月 27 日

採水場所 厚木市旭町の事業所及び個人宅井戸計2箇所

調査項目 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレ

ン、1,1,1-トリクロロエタン

調査結果 測定したすべての項目で、環境基準値以下だった。(詳細は資料編3、3

- (9)のとおり)

### 尼寺工業団地周辺地下水水質調査委託

平成7年に神奈川県が行った地下水調査の結果、尼寺工業団地(厚木市恩名)周辺の井戸から、環境基準を超えるトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが検出された。その後、神奈川県の協力を得て周辺地域の地下水水質調査を行って来たが、その都度この2物質が環境基準を超えて検出されている。

また平成15年3月には、工業団地内事業所の自主調査において、敷地内土壌に六価クロム、トリクロロエチレン及び1,1,1-トリクロロエタンによる汚染が確認された。

これらの経緯を受けて、周辺井戸におけるモニタリング調査を行った。

調査日 第1回 平成17年6月6日

第 2 回 平成 17 年 8 月 29 日 第 3 回 平成 17 年 11 月 28 日

第4回 平成18年2月13日

採水場所 尼寺丁業団地周辺の個人字 22 件 25 箇所。

ただし、地点によって調査回数は異なる。

調査項目 トリクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、六価クロム

調査結果概要 調査した 25 箇所の井戸のうち、5 箇所でトリクロロエチレン又は六価クロムが環境基準を超過していた(詳細は資料編3、3-(10)のとおり) いずれの井戸も、飲用はしていない。



図 - ) 尼寺工業団地周辺地下水水質調査地点図

# 旭町地区地下水水質調査

平成 13 年に厚木市旭町で見つかった地下水汚染について、周辺地域で環境基準を超過している井戸のモニタリング調査を、夏季・冬季の 2 回実施した。

調査期間 夏季 平成 17 年 7 月 25 日

冬季 平成 18年2月27日

(地点 No.3 及び 4 は、尼寺工業団地周辺調査の中で実施)

採水場所 旭町周辺の事業所及び個人宅井戸 7 箇所

地点番号	地区	分類	地点番号	地区	分類
1	恩名	事業所	5	恩名	事業所
2	恩名	事業所	7	恩名	事業所
3	恩名	一般家庭	8	岡田	一般家庭
4	恩名	一般家庭			

調査項目 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン

調査結果概要 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレンについて、環境基準を超過する状況が続いている。(詳細は資料編3、3 - (11)のとおり)



# (5)ダイオキシン類環境調査

平成 11 年 7 月に制定されたダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、平成 12 年 1 月 15 日から大気、水質及び土壌に係る環境基準が適用されている。また、平成 14 年 7 月 22 日からは、底質に係る環境基準が適用となった。

現在、ダイオキシン類については、県市が協力して河川水、底質、土壌、地下水の環境 調査を実施している。

## 市の河川環境調査

平成 17 年度は、次のとおり河川の水質調査を行った。

調査期間 平成 17 年 10 月 13 日及び平成 18 年 2 月 24 日

調査場所 市内 8 河川 13 箇所 (表 - 76 のとおり)

調査結果 全ての調査地点で環境基準(1pg-TEQ/以下)を満足する、良好な結果であった。

表 - 76) ダイオキシン類調査結果(河川・市実施)

河川名	調査箇所名	所在地	採水日	調査結果 (pg-TEQ/ )
中津川	松羅公園北	厚木市三田 3198 番地北	H18.2.24	0.068
小鮎川	久保橋	厚木市飯山 4265 番地北	H18.2.24	0.14
小漁山	小鮎橋	厚木市及川 836 番地南	H17.10.13	0.054
荻野川	十二天橋	厚木市及川 612 番地東	H17.10.13	0.071
荻野川	小鮎川合流前	厚木市妻田西 2 丁目 22 番西	H18.2.24	0.089
玉川	八木間橋	厚木市酒井 839 番地西	H17.10.13	0.069
恩曽川	地蔵橋親水広場	厚木市温水 570 番地南	H18.2.24	0.15
恩曽川	新八木間橋	厚木市酒井 3070 番地西	H18.2.24	0.18
善明川	蟹沢橋	厚木市下川入 725 番地北	H18.2.24	0.058
善明川	善善期橋	厚木市下川入 1019 番地東	H18.2.24	0.12
善明川	長坂境橋下	厚木市関口字西河原地内	H18.2.24	0.055
境田川	相模川合流前	厚木市岡田 5 丁目 10 番南	H17.10.13	0.054
笠張川	下津古久地内	厚木市下津古久 353 番地北	H17.10.13	0.080

## 県の公共用水域調査

平成 17 年度は、神奈川県が県内の河川・湖沼・海域について環境調査を実施した。厚木市内では、次のとおり河川の水質及び底質について調査が行われた。

調査日 平成 17 年 11 月 29 日 調査場所 中津川 (第一鮎津橋)

調査結果 水質・底質ともに環境基準を下回っていた。

表 - 77) ダイオキシン類調査結果 (河川・県実施)

	調査結果	環境基準
	(pg-TEQ/ )	(pg-TEQ/ )
水質	0.062	1
底質	0.34	150

## 県の土壌・地下水調査

平成 17 年度は、神奈川県が県内の土壌及び地下水について環境調査を実施した。厚木市内では、次のとおり調査が行われた。

調査日 平成 17 年 9 月 29 日

調査場所 土壌 9 箇所、地下水 1 箇所 (表 - 78 のとおり)

調査結果すべての地点で環境基準を下回っていた。

表 - 78) ダイオキシン類調査結果(土壌及び地下水:県実施)

地区名	調査項目	調査結果	環境基準
76C-T	<b>明旦</b> 块口	(pg-TEQ/ )	(pg-TEQ/ )
金田	土壌	18	
中依知	土壌	3.9	
妻田東	土壌	1.3	
林	土壌	12	
妻田北	土壌	2.4	1,000
三田南	土壌	16	
岡田	土壌	3.8	
戸室	土壌	2.6	
戸田	土壌	1.5	
金田	地下水	0.017	1

### (1)概況

「無いほうが良い音」「耳障りな聞きにくい音」などが一般的に騒音と呼ばれている。 騒音被害は精神的・感覚的なものであり、統一的な騒音測定方法の定めが無かったこともあって、昭和39年までは神奈川県で相談を受けていた。しかし、昭和46年に県公害防止条例が制定されてからは、市が相談窓口となった。また、昭和43年6月に騒音規制法が制定されており、現在は法令と県条例の二本立ての規制を行っている。

騒音規制法には、特定事業場や特定建設作業から発生する騒音の規制のほか、道路交通騒音に対する道路管理者への要請限度値などが盛り込まれている。

県条例は、以前の公害防止条例が平成9年に全面改定されて「生活環境の保全等に関する条例」となり、事業所から発生する騒音のほか、新たに自動車のアイドリングによる騒音や飲食店のカラオケ騒音に対する規制が盛り込まれた。

騒音に係る環境基準は、地域の類型や時間区分によって定められているほか、道路に面する地域に係る基準や航空機騒音に係る基準、新幹線騒音に係る基準が定められている(資料2、「3騒音に係る環境基準」参照)。平成11年4月からは、環境基準の評価方法が等価騒音レベルによる方法に変わっている。

本市の騒音問題に関しては、工場・事業所の機械による騒音だけでなく、商店の宣伝放送、飲食店のカラオケ、建設・解体工事に伴う騒音に対する苦情が多くなっている。

振動については、昭和51年6月に振動規制法が制定される以前は、県公害防止条例によって工場・事業所に対する規制が行われていた。本市においては、昭和40年代に液圧プレスの振動で周辺住民の睡眠が妨げられる等の苦情があったが、現在は主に建設・解体工事に伴う振動による苦情がほとんどである。

振動規制法は、騒音規制法と同様の規制手法が取られており、特定建設作業から発生する振動や道路交通振動などの基準値が定められているが、環境基準は定められていない。

# (2)環境騒音調査

道路に面しない地域の環境騒音については、測定方法がこれまでの中央値から等価騒音レベルに改定され、基準を当てはめる時間帯や地域の類型が平成 11 年 3 月 30 日に決定された。これを受けて、市内の環境騒音状況を昨年度に引き続き調査した。

調査期間 平成 17 年 10 月 18 日から平成 17 年 12 月 28 日まで

調査地点数 5 箇所

調査方法 「騒音に係る環境基準の評価マニュアル平成 12 年 4 月 環境庁編」に 示された騒音測定方法に準拠し、24 時間連続で調査を実施した。

使用機器等 計量法第71条の条件に合格した騒音計を用い、下記の条件で測定した。

マイクロホンの高さ 地上 1.2~1.5 メートルの高さ

周波数重み特性 A 特性

時間重み特性 F特性(速い動特性、FAST)

使用機器 リオン製 NL-06 積分型普通騒音計

調査結果 平成 17 年度は 5 箇所で調査を実施し、昼間 (6 時 ~ 22 時)・夜間 (22 時 ~ 翌 6 時 ) 共に全箇所で環境基準を満足する結果であった。

なお、昼間の最大値は中荻野地区の 50dB (デシベル) 最小値は宮の 里地区の 45dB であった。夜間の最大値は関口地区の 46dB、最小値は宮 の里の 33dB であった。

表 - 79) 環境騒音調査結果(上段:昼間、下段:夜間、単位:dB)

メッシュ	∔₩↓ <del>±</del> ≮7	* 五 五 山	口冷地柱	<i>4</i> + ⊞	理拉甘淮	1 時間の	1 時間の
番号	地域名	類型	用途地域	結果	環境基準	最大値	最小值
1275	宮の里	А	第一種中高層	45	55	48.4	36.1
1275	当の主	A	住居専用	33	45	36.5	28.3
1276	中荻野	В	市街化調整	50	55	52.6	46.5
1270	1270 中狄到		川地儿心神笙	45	45	47.9	42.7
1277	下荻野	٨	A 第一種住居	48	55	51.7	42.9
1211	下 3次主)	(E)' A		39	45	42.5	36.3
1070	1278 三田	В	市街化調整	46	55	48.5	41.9
1270		. Ш	中街化調整	39	45	40.8	36.7
1270	1279 関口	関口 C	о # <b>т</b> #	48	60	51.8	45.1
12/9			C 準工業 · ·	46	50	48.0	44.3

図 - 9) 厚木市環境騒音マップ

					_^		
					_		
					5	7	`
					7		
			•		_		
N N				`\			
		1275 [17] 45 / 55	1276 [17] 50 / 55	1277 [17] 48 / 55	1278 [17] 46 / 55	1279 [17] 48 / 60	1
		33 / 45	45 / 45	39 / 45	39 / 45	46 / 50	
		1265 [16] 47 / 55	1266 [16] 47 / 55	1267 [16] 51 / 55	1268 [16] 47 / 55	1269 [16] 52 / 55	N.
		39 / 45	41 / 45	42 / 45	42 / 45	44 / 45	
	1254 [15] 53 / 55	1255 [15] 50 / 55	1256 [15] 49 / 55	1257 [15] 53 / 55	1258 [15] 56 / 55	1259 [15] 57 / 60	
	40 / 45	43 / 45	39 / 45	46 / 45	49 / 45	51 / 50	
			1246 [14]		1248 [14]		
	47 / 55 34 / 45	57 / 55 43 / 45	53 / 60 49 / 50	49 / 55 39 / 45	52 / 55 45 / 45	52 / 55 50 / 45	
		1235 [14]		1237 [13]	1238 [15]	1239 [12]	1
	51 / 55	52 / 55	50 / 55	52 / 60	56 / 55	56 / 55	
	47 / 45 1224 [14]	53 / 45 1225 [13]	43 / 45 1226 [12]	49 / 50 1227 [13]	42 / 45 1228 [12]	53 / 45 1229 [12]	
	50 / 55	47 / 60	52 / 55	52 / 55	57 / 60	60 / 55	L
	40 / 45	37 / 50	49 / 45	50 / 45	54 / 50	44 / 45	1
7		1215 [14] 55 / 55	1216 [13] 56 / 55	1217 [12] 50 / 55	1218 [13] 56 / 55	1219 [12] 53 / 55	
		48 / 45	53 / 45	46 / 45	52 / 45	47 / 45	
					1208 [13]		
	_			52 / 55 53 / 45	61 / 60 59 / 50	59 / 55 52 / 45	
		ı	ı			0299 [13]	
	Ī			7	53 / 55	53 / 55	
凡例					48 / 45 0288 [12]	49 / 45 0289 [13]	
メッシュ番号 [調査	查年度]				56 / 55	56 / 55	
昼間の平均値/環境	_				50 / 45	46 / 45	
を間の平均値/環境 を間の平均値/環境					\ <b>K</b>	0279 [12] 54 / 55	
1文间以十岁但/ 块坑	元空午				Wi	46 / 45	1

### (3)道路交通騒音調査

道路に面する地域の騒音の状況について、年度ごとに区間を区切って調査を行っている。平成 17 年度は、16 年度に引き続き一般国道 246 号線の区間について交通騒音の調査を行った。

調査日時 平成 17 年 11 月 21 日 (月) 午前 10 時~22 日 (火) 午前 10 時

調査場所 厚木市温水、船子、愛甲

調査項目	地点番号	地点名	地点詳細	用途地域
騒音			国道 246 号道路端	
型目   交通量	I	国坦 240 与基字点	(厚木市愛甲)	午工来地域
		国道 246 是些绝地	国道 246 号道路端から	第二種住居地域
足1J 还反	2 国道 246 号背後地		43m 地点(厚木市愛甲)	矛一俚住店地域

調査方法 計量法第 71 条の条件に合格した「普通騒音計」のうち積分機能を有するものを用い「騒音に係る環境基準について(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)」に基づき JIS Z 8731-1999「環境騒音の表示・測定方

法」に準拠して測定した。

・測定条件 マイクロホンの高さ 地上高 1.2m

周波数重み特性 A 特性

時間重み特性 F特性(速い動特性、FAST)

・使用機器 リオン製 NL-06 積分型普通騒音計

・測定項目等価騒音レベル、時間率騒音レベル

・測定方法 騒音: 国道 246 号基準点では、10 分間の連続測定を、24 時間連続して行った。 国道 246 号背後地では、昼間 2 時間・夜間 2 時間の測定を行った。

交通量:大型車・小型車及び二輪車の方向別交通量を、ハンドカウンターを用いて毎正時から 10 分間、24 回測定した。

走行速度:調査時間内の走行状態を代表する車両を方向別に各10台選び、測定位置前後50m区間内の通過秒数をストップウォッチで計測し、方向ごとの平均値を算出した。

調査結果 道路交通騒音の調査結果は、表 - 84 に示すとおりである。

地点 No.1 の国道 246 号基準点では、昼間 71dB、夜間 72dB と道路に近接する空間の環境基準値(昼間 70dB、夜間 65dB)を上回っていた。

地点 No.2 の国道 246 号背後地では、昼間・夜間ともに 58dB と道路に 面する地域の環境基準値(昼間 65dB、夜間 60dB)を下回っていた。

表 - 80) 道路交通騒音実測結果(上段:昼間、下段:夜間)

地占来只	地点名	騒音レベル	環境基準
地点番号	14点	[ dB ]	[ dB ]
1	国道 246 号基準点	71	70
'	国坦 240 与基华总	72	65
2	国道 246 号背後地	58	65
2	国坦 240 写目仮地	58	60

表 - 81) 自動車交通量調査結果(基準点 10 分間交通量)

地点番号	地点名	方向	大型車 [台]	小型車 [台]	自動車類合計[台]	二輪車[台]	大型車 混入率 [%]
国道 246 号 1 基準点	厚木市街方向	664	1,528	2,192	120	30.3	
	伊勢原方向	697	1,906	2,603	137	26.8	
	<b>基</b> 华从	断面合計	1,361	3,434	4,795	257	28.4

表 - 82) 走行速度調査結果

地点番号	地点名	方向	走行速度	
地点面与		ניו ני	[ km/h ]	
1	国道 246 号基準点	厚木市街方向	36.1	
ı	国但 240 与基年点	伊勢原方向	50.1	

#### 面的評価

一定の区間の中で環境基準を達成した戸数を算定し、道路に面する地域の環境基準値を超過する住居等の戸数及び割合を算出した。

今回の評価区間は、道路構造等により2区間に区分される。温水地区の区間(区間番号10541)には遮音壁が設置してあり、昼夜間ともに環境基準を超過した割合は0.0%である。船子・愛甲地区の区間(区間番号10551)では、昼夜間ともに環境基準値を超過した割合は0.4%であった。

全評価区間では昼夜間ともに環境基準値を超過した割合は 0.2%となっている。

表 - 83) 評価区間区分表

評価区間	路線名	車線数		始点	終点	評価区間	道路構造	
番号		上り	下り	加州	於黑	延長[km]	<b>足陷惧</b> 足	
10541	国道	2	2	温水 68	船子 1575	0.9	平坦	
10551	246 号	1	1	船子 1575	愛甲 1030	1.2	平坦	

図 - 10)評価区間位置図

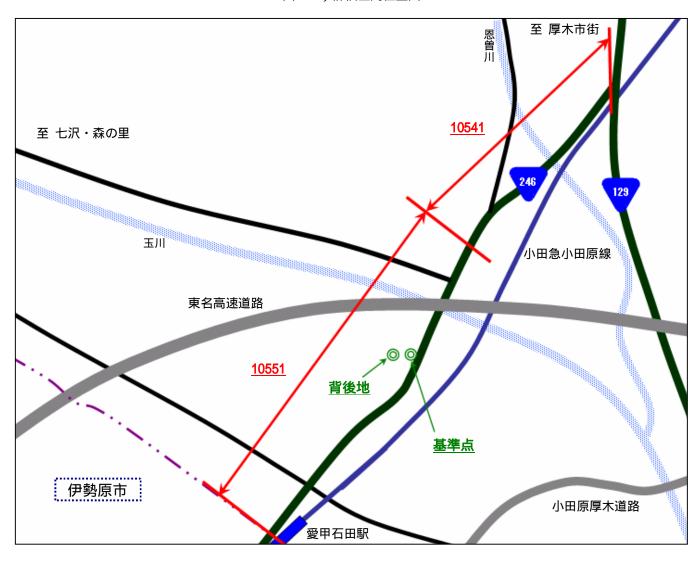


表 - 84) 面的評価結果

		評価区間全体 +				近接空間				非近接空間(全体)						
		評価対	昼間・夜	昼間の	夜間の	昼間・夜	評価対	昼間・夜	昼間の	夜間の	昼間・夜	評価対	昼間・夜	昼間の	夜間の	昼間・夜
評価区	路線名	象住居	間とも	み基準	み基準	間とも	象住居	間とも	み基準	み基準	間とも	象住居	間とも	み基準	み基準	間とも
間番号	四級口	等戸数	基準値	値以下	値以下	に基準	等戸数	基準値	值以下	値以下	に基準	等戸数	基準値	値以下	値以下	に基準
			以下			值超過		以下			值超過		以下			值超過
			戸数 [ 戸 ]													
10541	国道	128	113	15	0	0	51	40	11	0	0	77	73	4	0	0
10551	246 号	283	174	108	0	1	97	45	52	0	0	186	129	56	0	1
全区	区間	411	287	123	0	1	148	85	63	0	0	263	202	60	0	1
			割合[%]													
10541	国道	100.0	88.3	11.7	0.0	0.0	100.0	78.4	21.6	0.0	0.0	100.0	94.8	5.2	0.0	0.0
10551	246 号	100.0	61.5	38.2	0.0	0.4	100.0	46.4	53.6	0.0	0.0	100.0	69.4	30.1	0.0	0.5
全区	区間	100.0	69.8	29.9	0.0	0.2	100.0	57.4	42.6	0.0	0.0	100.0	76.8	22.8	0.0	0.4

端数処理のため、各項目の割合を足しても100%にならないことがある。

# 5 地盤沈下の概要

### (1)概況

地盤沈下は、地表面が広範囲に低下する現象の総称である。環境基本法では、地下水の 過剰汲み上げによって地層が収縮し、地面が低下する現象を公害として扱っている。

地盤沈下の防止に関する法律は、工業用水法や建築物用地下水の採取規制に関する法律 があるが、本市は規制地域外となっている。

本市周辺での地盤沈下は、昭和37年頃から海老名市大谷地区において発生したものが最初であると言われている。この地区は、東側の洪積台地と西側の相模川沖積低地との境界部に相当し、台地に沿った地割れなどの被害が生じた。地盤沈下の原因は、沖積低地における地下水位の低下によるものと判断され、この地域に急激に進出してきた工場・事業所の過剰揚水が原因とされた。

そのため、昭和 46 年に制定された神奈川県公害防止条例により、県央地区では海老名市や厚木市の一部が地下水採取規制地域として指定された。この規制によって、1日当たり100m³以上の地下水を揚水していた事業所は届出が必要となり、地下水の高度利用による汲み上げ量の削減指導が行われるようになった。

平成9年には、県公害防止条例が改定されて神奈川県生活環境の保全等に関する条例となり、指定地域内で一定規模以上の揚水機を設置して地下水を汲み上げようとする事業所は、事前に許可が必要となった。

その後、平成13年4月から指定地域外の地域においても、一定規模以上の揚水機を設置して地下水を汲み上げている事業所は、揚水量の測定と年1回の報告義務が課せられるようになった。

地盤沈下の観測方法は、同一場所で標高を測量する精密水準測量と、地下水位の変動を 常時監視する観測井の二つの方法がある。本市では、指定地域を中心に水準点を設置し、 昭和49年度から精密水準測量を実施している。

## (2)地盤沈下の構造

地下水は、水を通しにくい不透水層(粘土層等)によって上下をはさまれた帯水層(砂礫層等)に存在している。地下水のもととなるのは地下に浸透した雨水や地表水であり、 帯水層の中を一日に数センチメートルという緩やかな速度で流れている。

地下水の過剰な汲み上げによって帯水層の水圧が標準水圧より下がると、帯水層の上下にある粘土層中の水分が帯水層に絞り出され、その結果粘土層が収縮を起こして地盤が沈下すると考えられている。こうした作用は、沖積平野などの軟弱地盤地域の地層に存在する帯水層から多量の地下水を揚水することによって、また沖積層下部に存在する洪積層中の帯水層からの過剰揚水によっても起こると言われている。

地盤沈下は緩やかに起こり、一度沈下が起こると回復が不可能であることから、過剰揚水の未然防止や継続的な観測が重要である。

図 - 11) 地盤沈下の機構

地 地 地下水の 透 下 表 水 水 盤 面 位 層 過剰揚水 の の の 沈 低 低 収 下 縮 下 下

地下水の過剰揚水 井戸 地表面の低下 井戸の抜けあがり (地盤沈下) 表層  $\mathbf{\nabla}$ 地下水位の低下 粘土層の収縮 不透水層 (粘土層) 透水層 1111111111 (砂礫層) 地下水の移動 11111111111 ストレーナー 不透水層

# (3)地下水採取規制

神奈川県では、地盤沈下が起きている地域及び起こる可能性がある地域を条例で指定し、地下水の採取を規制している。

厚木市では一部の地域が「規制地域」となっており、この地域内で対象となる揚水施設を設置して地下水を採取しようとする事業者(農業を除く)は、あらかじめ厚木市長の許可を受けなければならない。また、規制地域以外の地域(周辺地域)においても、揚水施設の規模によっては、年に一度採取量の報告が必要となる場合がある。(届出件数は「1公害行政の概要」を参照)

	)	~ 5 1 3 3 1 1 1 2	(		,
月	合計	日平均	月	合計	日平均
1	102,665	3,782	7	120,139	4,353
2	97,671	3,907	8	125,628	4,605
3	104,500	3,819	9	114,650	4,328
4	111,783	4,153	10	107,925	3,907
5	111,788	4,088	11	101,209	3,831
6	114,972	4,289	12	99,617	3,663
年間	1,312,546	4,097			

表 - 85) 平成 17 年度地下水採取量(指定地域届出事業所、単位: m³)

各事業所で稼働日数が異なるため、合計を日数で除したものと平均値は一致しない。

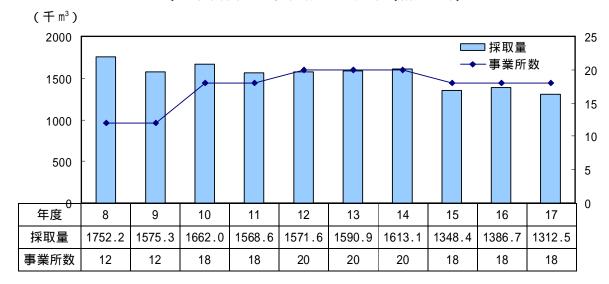


表 - 86) 地下水採取量と事業所数の経年変化(指定地域)

表 - 87) 県条例の地下水採取規制内容

地域	対象	規制内容
規制地域	【事前許可申請の対象となる施設】	【許可要件】
	一つの事業所における揚水機の吐出口	吐出口の断面積の合計が <u>22cm² 以下</u>
	の断面積の合計(吐出口が2つ以上あ	ストレーナーの位置が <u>100m 以深</u>
	る場合はその合計)が 6cm²を超える揚	原動機の定格出力が <u>2.2kW 以下</u>
	水施設	(当該揚水機を設置する井戸の全揚程
		が 50m 以深の場合は、3.7kW 以下)
		*全揚程 = 実揚程 + 管の損失水頭
		【採取量の報告】
		地下水採取量と地下水位を測定し、そ
		の結果を半年に一度報告しなければな
		らない。
		8月及び年末年始の休業期間前後にお
		ける地下水位(特別水位)を測定し、そ
		の結果を報告しなければならない。
周辺地域	一つの事業所における揚水機の吐出口	地下水採取量を測定し、その結果を年に
	の断面積の合計(吐出口が2つ以上あ	一度報告しなければならない。
	る場合はその合計)が 6cm²を超える揚	
	水施設	

図 - 12) 神奈川県における地下水採取規制地域

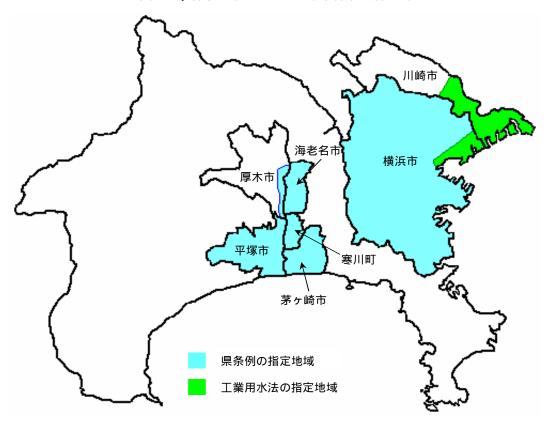
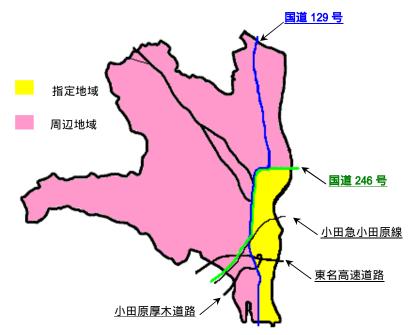


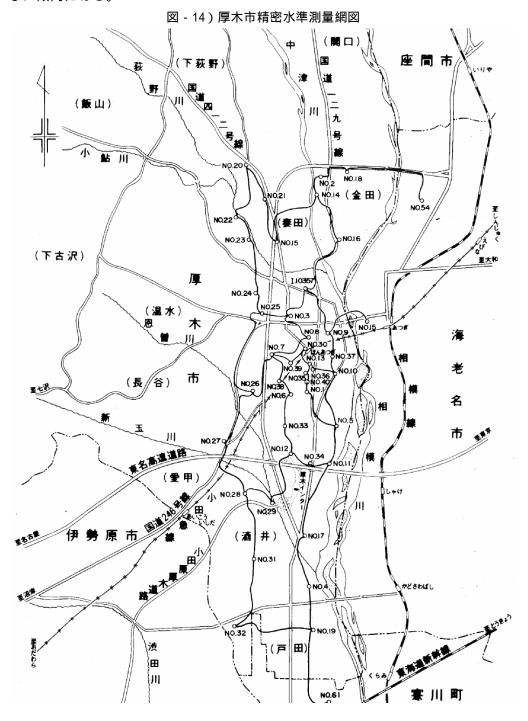
図 - 13) 厚木市における地下水採取規制地域



# (4)地盤変動量調査

平成 17 年度は延長距離 28.5km の精密測量を行った。測量の結果、調査した水準点 33 箇所のうち 10mm を超えるマイナスの変動量を示した点はなく、良好な結果であった。(資料編 3、4 - (1)参照)

測量開始年度からの合計では、No.1、6、8、12、13、19、26、28、33 の 9 地点における 沈下が 100mm (10cm) 以上であり、いずれも本厚木駅以南の厚木・岡田両地区に集中して いる。一方、同じ地下水採取の指定地域内ではあるが、北部の妻田・金田両地区での沈下 は少ない傾向にある。



# 6 悪臭の概要

# (1)概況

悪臭は、騒音・振動と同様、人の感覚を刺激して不快感をもたらす公害である。単に嫌なニオイというだけでなく、ある人には良い香りだが別の人には不快感を与えるニオイや、 普段は良い香りだが強くなると不快感を与えるようなニオイがあり、個人差が大きい公害でもある。

昭和42年に制定された公害対策基本法の中で、悪臭は典型7公害の一つとされ、悪臭問題に対して適正な措置をとるべきと規定されていた。しかし、人体への影響度の評価や分析・測定方法の確立等が遅れ、規制基準等を定めた悪臭防止法は昭和46年6月に制定された。法の制定前は地方公共団体の条例で規制が行われていたが、具体的な基準をもって規制していたのは宮城県だけで、他はほとんど未規制の状態にあった。

悪臭防止法制定当初は、事業場に対してアンモニア等 5 物質の濃度を規制していた。その後昭和 51 年に 3 物質、平成元年に 4 物質、平成 5 年に 10 物質が追加指定され、22 物質について濃度規制が敷かれることとなった。また、平成 6 年には排出水に含まれる悪臭物質の規制が盛り込まれた。

さらに、平成7年4月悪臭防止法の改正により、人がにおいを嗅ぎその結果を数値化して判断する嗅覚測定法による規制が導入されて現在に至っている。



## (2)悪臭に係る規制基準

悪臭防止法では、知事あるいは委任を受けた市長が悪臭に係る規制地域を定め、特定悪 臭物質の濃度規制か臭気指数規制により基準を定めることとなっている。

#### 悪臭防止法による規制基準

悪臭の規制基準は、悪臭防止法(昭和46年6月1日公布、昭和47年5月31日施行)により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出の許容限度を定めている。規制基準は、事業場等の敷地の境界線の地表における大気中の特定悪臭物質濃度の許容限度、事業場等の煙突その他の気体排出口から排出されるものの濃度の許容限度、事業場等から排出される排出水に含まれるものの許容限度である。

なお、特定悪臭物質は、平成元年 10 月 1 日にプロピオン酸以下 4 物質が追加され、さらに、平成 5 年 6 月 18 日付け悪臭防止法の施行規則の一部を改正する総理府令(平成 5 年 6 月総理府令第 34 号)により、トルエン等 10 物質が追加指定され現在 22 物質となっている。(資料編 2、「5 悪臭に係る規制基準」参照)

神奈川県生活環境の保全等に関する条例による規制基準

生活環境の保全等に関する条例では、工場等から排出する悪臭を規制する基準を定めており、現在はこれらの構造及び設備基準に基づき指導を実施している。

#### 表 - 88) 悪臭に関する規制基準

事業所において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによる ものとする。

- (1) 事業所等は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
- (2) 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように、吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。
- (3) 悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りではない。
- (4) 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない 位置を選んで行うこと。
- (5) 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに建物内に保管すること。

県生活環境の保全等に関する条例では、悪臭物質の規制基準は定めていない。

# 7 土壌汚染の概要

### (1)概況

土壌汚染は、カドミウム等の物質が農用地の土壌に含まれることによって、人の健康を害する農畜産物が生産され、また農作物の生育を阻害する新しい形で発生した公害である。昭和42年に制定された公害対策基本法には、典型七公害の一つに土壌汚染が加えられ、昭和45年度には「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」が制定された。この法律では、都道府県知事に対して農用地土壌汚染対策地域の指定等の責務が定められている。

土壌汚染に係る環境基準については、平成3年8月にカドミウムなどについて基準が定められた。平成6年2月に有機塩素系化合物等の項目が追加され、25項目について環境基準が定められることとなった(資料編2「6土壌の汚染に係る環境基準」参照)。さらに近年に至り、焼却施設等から発生するダイオキシン類の農作物への付着や土壌への蓄積が問題化し、土壌汚染中のダイオキシン類濃度の環境基準が平成12年1月15日から適用されるようになった。

また、平成 15 年 2 月 15 日には土壌汚染対策法が施行になり、土壌汚染の把握及び人の健康の保護について、一層の対策が図られることとなった。

一方、神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、土壌環境の保全としてカドミウム等 25 物質を特定有害物質と規定し、これらの物質を製造・使用・処理・保管する事業場に対し、使用状況等の記録の義務づけやその土地の区画形質を変更する際の知事への事前届出などを細かく定め、汚染された土壌により公害が発生しないよう定めている。平成 16年 10月からは、土壌汚染対策に関しての地元住民に対する周知計画等の届出が追加されたほか、ダイオキシン類についても特定有害物質と同様に、調査・届出等の義務がかけられることとなった。

### (2)土壌汚染対策法に基づく対策

平成 15 年 2 月 15 日に施行された土壌汚染対策法では、一定の機会をとらえての土壌汚染状況の把握及び土壌汚染による健康被害の防止について定められている。

### 土壌調査の実施

法第3条では、特定有害物質を使用していた水質汚濁防止法の特定施設を廃止したとき に、土地の所有者(管理者、占有者等)に対して土壌調査の実施を義務づけている。

また、第4条では、特定有害物質による土壌汚染が原因で人の健康に被害が生じるおそれがある場合、都道府県知事又は政令市長が土地の所有者等に対して土壌調査の実施を命ずることができると規定されている。

#### 指定区域

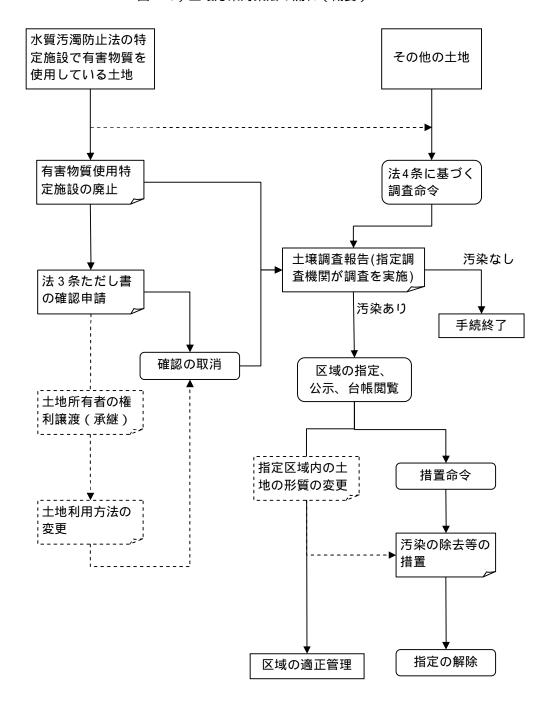
の調査で基準を超える土壌汚染が見つかった場合、汚染区域は「指定区域」として都道府県知事又は政令市長に指定され、汚染範囲や汚染状況等の情報を記載した「指定区域台帳」が公開される。なお、本市に指定区域はない(平成18年3月31日現在)。

指定区域とされた土地においては、汚染土壌の拡散等によって新たな汚染や健康被害が生じることを防ぐため、土地の形質を変更しようとするときには都道府県知事又は政令市長に届出をしなければならない。また、汚染が除去された場合には、区域の指定が解除される。

#### 十壌汚染に関する情報の提供

土壌汚染対策法の施行に併せて宅地建物取引業法施行令が改正となり、不動産取引時における土壌汚染状況の説明義務が課せられたことから、市に対する区域指定状況等の問い合わせが急増している。そこで、本市における指定区域の指定状況をホームページで公開しているほか、水質汚濁防止法の特定有害物質使用特定施設に関する情報を生活環境課窓口で提供している。

図 - 15) 土壌汚染対策法の流れ(概要)



## (3)神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく対策

神奈川県では、土壌汚染対策法施行以前から独自の土壌汚染対策を実施している。土壌 汚染対策法の施行により、平成 15 年 4 月から、県条例における土壌汚染対策部分の権限が 本市に委譲された。

#### 土壌調査の実施

県条例第59条では、特定有害物質を製造、使用、処理、保管しているすべての事業所(特定有害物質使用事業所)に対し、使用状況等の記録を義務付けている。特定有害物質使用事業所を廃止しようとするときには、これらの記録に基づく資料調査を含めた土壌の調査を実施しなければならない。

また、特定有害物質使用事業所の敷地において土地の区画・形質を変更しようとするときにも、土壌調査が義務付けられている。

平成 16年 10月からは、ダイオキシン類が対象物質に加えられた。

### 土壌汚染状況の公表

平成 16 年 10 月に改正条例が施行になり、廃止時の土壌調査により汚染が判明した土地は、所在地や汚染の状況等が公開されることとなった。本市においては、対象となる汚染区域はない(平成 18 年 3 月 31 日現在)。

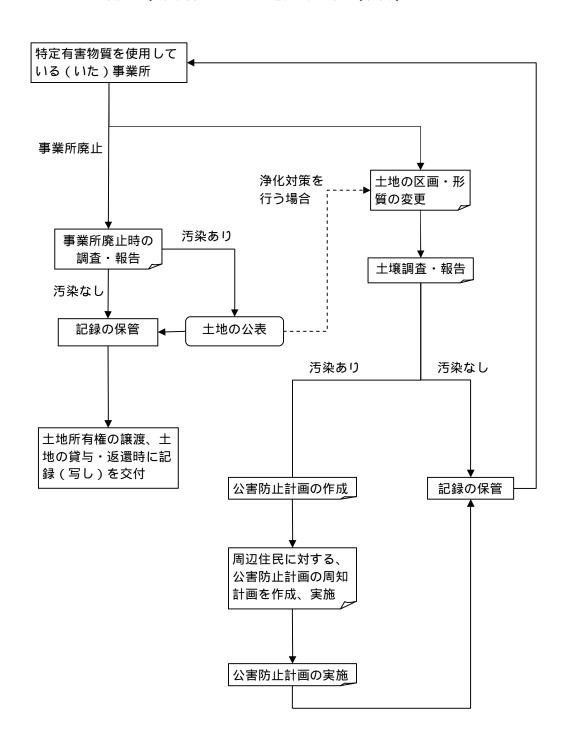
#### 周辺住民への周知

区画形質変更時の調査により土壌汚染が判明した場合、汚染土壌の掘削や搬出による健康被害を防止するため、事業者は公害防止計画を策定・実施しなければならない。また、改正条例により、周知計画を策定すること及び周辺住民に対して施工方法等を周知することが、新たに事業者に義務付けられた。

#### 土地使用状況等の交付

特定有害物質使用事業所を設置している者は、敷地の利用状況、事業活動の概要、特定有害物質を含む原材料等の保管状況、排水処理施設等の設置場所、その他県条例で定める事項について記録を残しておかなければならない。また、その土地を貸与したり譲渡したりするときには、記録又はその写しを相手に交付しなければならないとされている。

図 - 16) 県条例に基づく土壌調査等の流れ(概要)



...知事(市長)の権限による措置

平成 18 年度版 環境の概要 ~公害編:平成 17 年度調査結果~

2007年3月12日 発行

編集 厚木市環境部生活環境課

神奈川県厚木市中町3丁目17番17号

TEL 046-225-2752(直通)

FAX 046-223-1668

Mail 3350@city.atsugi.kanagawa.jp

URL http://www.city.atsugi.kanagawa.jp